

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン



平成28年3月

鳥取県教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	（１）ビジョン策定の趣旨	
	（２）ビジョンの目標年	
2	学校図書館・司書教諭・学校司書とは	2
3	学校図書館の機能・役割	3
4	鳥取県の学校図書館の現状と課題	4
5	学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力	7
6	鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向	8
7	ビジョン実現に向けた取組み	12
	【参 考】用語について	14
	【別 表】情報活用能力系統表	
	【資 料】	
	学校図書館の授業利用調査結果	
	鳥取県の学校図書館等の動き	
	子どもの読書推進計画の策定状況	
	学校図書館活用教育のあり方検討委員会関係	
	・ 設置要項	
	・ 委員名簿	
	・ 委員会の開催経過	
	学校図書館法	
	学校図書館図書標準	
	保育所指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の学校図書館関連部分	

1 はじめに

(1) ビジョン策定の趣旨

- 知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、変化の激しいこれからの時代に必要となる児童生徒の資質・能力の育成には、「何を教えるか」という知識の質や量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、学びの成果として「どのような力が身についたか」を評価することが必要である。更に言えば、これからの学びは、意思決定までのプロセスを重視し、予測不可能な状況に出合った際に、これまでの経験を応用して対応できる力、21世紀型能力^{※1}を培うことが重要である。
- こうした中、今後の教育課程改善に向けて、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング^{※2}」）の充実が必要視されている。これらの教育課程改善の趣旨を実現するためにも、教科等を横断する汎用的なスキルを扱う学校図書館における情報活用能力を育てる指導は不可欠なものである。
- 情報活用能力とは、情報を検索する技術や端末の操作方法を学習することだけを指すのではなく、それらを通して得た情報を理解し、自分の意見に反映させ表現することまでも含めた幅広いものである。この力を身に付けるための手段の一つが、情報を日常的に活用し、主体的に考え、まとめ、発信する、学校図書館を活用した授業である。このような学習活動が、「真の学ぶ力」「生きる力」を身に付けることにつながるものと考えられる。
- 平成26年6月、学校図書館法が一部改正（平成27年4月1日施行）され、「学校司書」の配置と国及び地方公共団体による研修実施の努力義務が明記された。鳥取県では、全公立小・中・高・特別支援学校への司書教諭の配置、全県立高等学校への学校司書の正規職員配置、全特別支援学校への学校司書の配置を進めてきた。県内の多くの市町村でも学校司書配置を進めており、こうした人的配置によって今後ますます学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能向上が図られていくことが期待される。
- 総合的にみれば、鳥取県や各市町村は、後述するように、小・中・高・特別支援学校とそれぞれの校種ごとに充実した学校図書館施策を実施し、学校図書館に求められる様々な環境整備を行っている。その一方で、各現場では、就学前の読書活動の実態や他の校種がどのような学校図書館活用教育^{※3}を行っているのか等、互いによく理解しあうことが必要である。
- そこで、鳥取県教育委員会は、「学校図書館法」「学習指導要領」を始めとして、文部科学省が示している「これからの学校図書館職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）」等を踏まえて、就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するため、このビジョンを策定することとした。
- 本ビジョンが学校図書館活用教育において校種間の相互理解の促進につながり、ひいては、子どもたちの「生きる力」の増進に寄与することを願うものである。

(2) ビジョンの目標年

このビジョンは、「学校図書館法」や国の「第4次学校図書館図書整備5か年計画^{※4}（平成24年度～28年度）」、「鳥取県教育振興基本計画」、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」等を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において平成28年度中間答申を目指し検討が進められている次期の学習指導要領や平成32年度実施される予定の大学入学希望者学力評価テスト（仮称）等を視野にいれながら、2020年度（平成32年度）を目標年とする。

なお、その間も状況に応じ適宜検証し見直すものとする。

2 学校図書館・司書教諭・学校司書とは

■学校図書館法■

○学校図書館・・・学校教育において欠くことのできない基礎的な設備〔第1条〕

図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（略）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備〔第2条〕

^{※5}
○司書教諭・・・学校図書館の専門的職務を掌る（教諭）〔第5条〕

^{※5}
○学校司書・・・（略）学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）〔第6条〕

■小・中・高・特別支援学校 学習指導要領（総則）■

指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」とされている。

■幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領■

表現の領域における内容のひとつに「絵本や物語に親しみ興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと」があげられており、幼稚園等にも読書環境を整える必要がある。

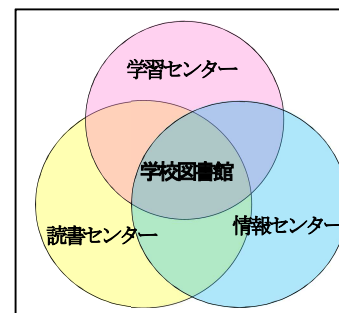
3 学校図書館の機能・役割

- 学校図書館は「**学校教育の中核**」として、それぞれの学校の教育目標にしたがい、子どもたちが読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育むために、相互に関連する以下の3つの機能を備えている。

読書センター・・・読書活動の拠点となること

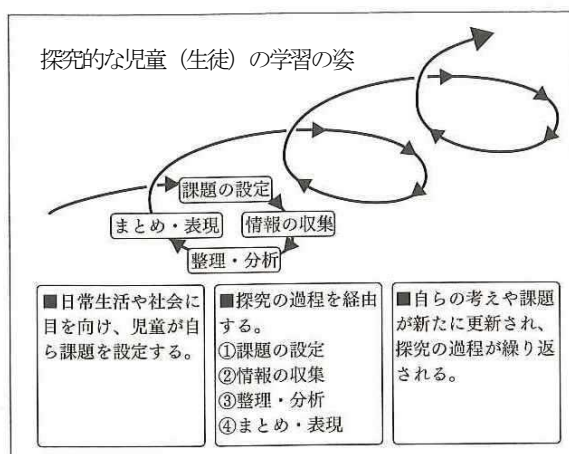
学習センター・・・授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと

情報センター・・・情報活用能力を育むこと



- これらの機能を活かし、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、以下のこと等が期待される。

- ◆ 読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む
 - ・語彙や表現力を身につけることができる
 - ・想像力を育み、喜びや楽しさだけでなく、負の感情体験をする
 - ・異なる価値観に出合う
- ◆ 授業で資料や情報等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む
 - ・単元テーマの背景や周辺の知識を深める
 - ・ヒントやサンプルとなる多様な教材を通して主体的に考える
 - ・^{※6}並行読書等により単元内容を深め広げる
- ◆ 探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育む
 - ・探究プロセスを繰り返し経験し、見通しを持つことができる
 - ・探究の各段階におけるスキルを獲得する
 - ・初めての状況においても見通しをもって対応できるようになる



（小学校（中・高等学校）学習指導要領解説総合的な学習の時間編から）

- また、すべての子どもたちが心身ともに安心・安全に過ごせる「**心の居場所**」でもある。
- さらに、学校図書館は、教員のための図書館資料を収集し、整理・保存し、提供する**教員のサポート**機能も併せもつ。

4 鳥取県の学校図書館の現状と課題

(1) 人の配置

■司書教諭

平成15年度から、県立学校は県教育委員会発令、市町村立学校は市町村教育委員会発令により学校規模にかかわらず全公立小・中・高・特別支援学校に司書教諭が配置された。小・中・特別支援学校の司書教諭は、図書館活用教育を実施するために週5時間を校内授業調整により確保しているが、その多くは学級担任との兼務である。高等学校の司書教諭は活動時間の確保はなく、図書担当の分掌に所属していない場合もあり、司書教諭としての役割が発揮されていないところも見られる。特別支援学校では1校に一人配置している。

■学校司書

小・中学校の学校司書は、一部を除き配置が進みつつあるが、専任の正規職員はなく、その雇用環境等はさまざまで、勤務は短時間のところが多い。そのため、多様な授業や学校行事に対し資料提供をする時間や教職員との綿密な打ち合わせ、児童生徒とのコミュニケーションをとる時間が限られている。

県立高等学校では、全校に正規職員の学校司書が配置され、各地区には5名の県立図書館の係長と兼務の司書がおり、県立図書館と協働して訪問相談等を行っている。平成26年度からは司書主任という役職が加えられ、各地区のリーダー的役割を担っている。

特別支援学校の学校司書は非常勤であり、勤務時間に制約がある。子どもたちには特に個別の対応が重要であるが、勤務体制上、教職員や児童生徒への支援は充分とはいえない。

■ボランティア

読書ボランティアによる読み聞かせや図書館整備等は、幼稚園・保育所・認定こども園や小学校を中心に多く実施されている。

(2) 環境整備

■図書システムの電算化

小・中・特別支援学校では、一部の学校を除き、電算システムが導入され蔵書のデータベース化が進んできた。高等学校では、平成14年度から図書システムが整備され環境も整ってきた。こうした電算化によって、資料管理が適切に行われ、学習支援がより活発になってきている。また、県内図書館ネットワークの構築により、各県立学校や、市町村図書館を経由して小・中学校に資料が迅速に届くシステムになっているが、市町村図書館から小・中学校への搬送方法は、市町村によって異なる。

■学校図書館図書標準^{※7}

平成26年度の「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、県の学校図書館図書標準達成率は小学校52.7%、中学校40.7%であり、全国平均の60.3%と50.0%に満たない。これは、学校司書による本の整備が進み、適正な図書の廃棄を行った結果とも考えられるが、図書の不足は否めない。また、高等学校では図書標準は規定されていないが、図書資料は備品にあたるため、年々古くなる資料を適切に廃棄する作業がはかどっていない。

(3) 学校図書館の利用状況

■「読書センター」として

幼稚園・保育所・認定こども園から引き続き実施されている読み聞かせ等を中心とした読書活動や国語科を中心とした読書指導や朝読書は多く行われている。学年や学校があがるにつれ、図書館利用が少なくなっている等の課題もあるが、読書意欲を喚起するイベントや環境作りの工夫等により、「読書センター」として充実しつつある。

■「学習センター」として

小学校では、図書館活用を年間計画に取り入れて活発に図書館を活用した授業に取り組んでいるところが多い。一方、中・高等学校では、総合的な学習の時間やロングホームルーム、課題研究等で活用する例もみられるようになったが、資料編の「学校図書館授業利用調査結果」から分かるように、国語科以外での授業活用はまだ少ない。また、学校によって、その利用状況の差が大きい。

■「情報センター」として

従来の図書資料を使った情報活用能力を学ぶ場だけでなく、ICT活用教育との連携を視野に入れた指導を実践している学校も現れてきたが、後述（P 7、別表）するような系統的な情報活用能力が身に付いているとは言いがたい。また、各学校の司書教諭や学校司書の取組や専門性による指導の差が見受けられる。

このように、「読書センター」としての機能は充実してきているが、「学習センター」「情報センター」としての機能は、いまだ十分であるとは言いがたい状況にあると考えられる。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園の活動

- 幼稚園・保育所・認定こども園では絵本コーナーを作っているところが多く、読書環境の整備について公共図書館と連携し選書や図書の整備を行っているところもある。図書予算を計上する等、計画的に図書購入をすることが望まれる。
- 幼稚園・保育所・認定こども園では、日々の活動において、劇遊びやごっこ遊び、ことば遊び等に絵本のなかの登場人物や言葉が反映され、子どもたちに親しまれている。
平成24年度には、県教育委員会により「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」が策定され、小学校へ向けて子どもの育ちと学びの連続性が示された。その中で、「絵本や童謡などに親しむ活動の充実」があげられている。

(5) 研修会

- 県教育センターでは、全校種の司書教諭を対象とした「司書教諭研修」「新任司書教諭研修」と教員対象の「学校図書館専門研修」が行われている。平成27年度から、この「学校図書館専門研修」に新たに学校司書の聴講が可能になるとともに、全校種の初任者研修の中に、学校図書館活用に関する研修内容が加わった。

- 県立図書館では、平成 25 年度から幼稚園・保育所・認定こども園職員、公共図書館の職員等を対象とした講座と小・中学校の教員（司書教諭を含む）や学校司書等を対象とした講座をそれぞれ県内 3 地区ごとに開催してきた。また、高校・特別支援学校の学校司書を対象とした研修会を平成 18 年度から年 2 回開催し、平成 26 年度からはテーマに応じて中学校の図書館担当者にも案内している。
- 市町村では、教育委員会や公共図書館が主催し学校司書の研修が行われているが、平成 26 年度から、県立図書館の学校図書館支援員（指導主事）の派遣事業を利用した研修会が開始した。その結果、研修回数の増加、司書教諭と学校司書が一緒に研修会の開始につながった市町村が増えつつある。
- 県教育委員会社会教育課では、平成 23 年度から経験豊かな読書ボランティアの中から「子ども読書アドバイザー」を養成し、各地域のボランティア対象の研修を行っている。また、県立図書館や市町村図書館では、子どもの読書に関する研修会を開催している。

（6）県立図書館との連携

- 市町村図書館と連携した日本有数の物流システムによる図書の貸出、高校・特別支援学校への訪問相談活動、学校向けの情報を集めたホームページの作成等を行っている。小・中学校担当と高校・特別支援学校担当の学校図書館支援員（指導主事）が研修講師を務めたり、情報提供等をしたりする支援を行っている。平成 27 年度には、県立図書館の多様な機能と、司書や学校図書館支援員（指導主事）の専門性を生かして学校図書館を支援するために、県立図書館内に以下の「学校図書館支援センター」を開設した。

■学校図書館支援センター（鳥取県立図書館内）

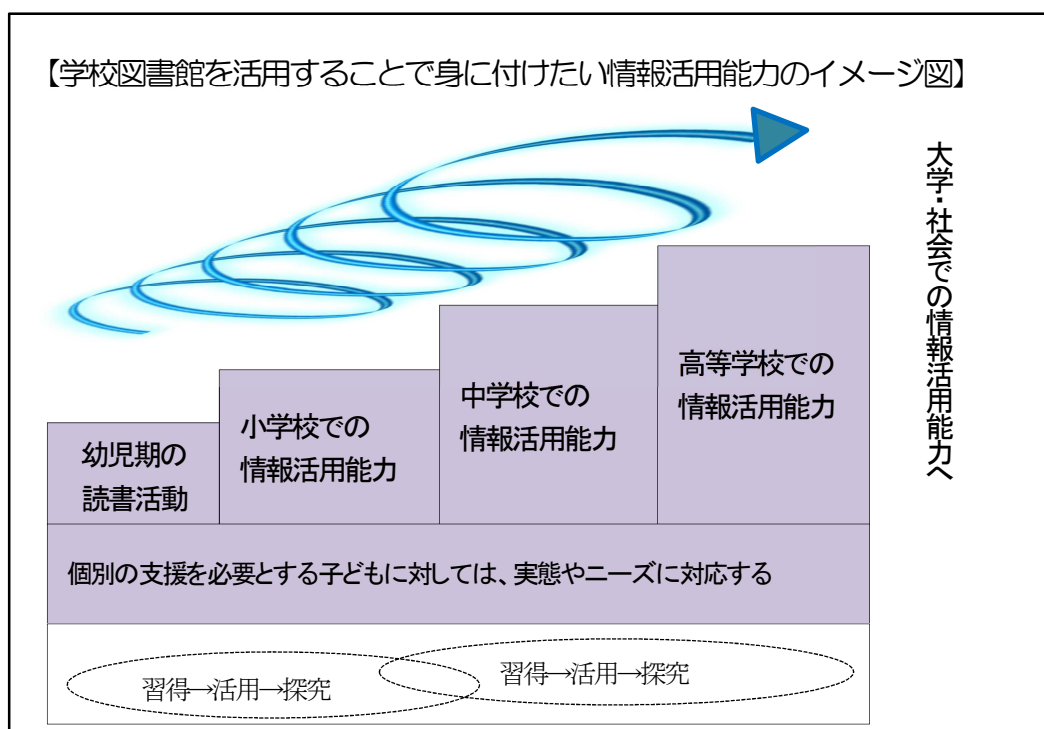
「学校図書館支援員兼指導主事」と郷土資料や障がい者サービス等に詳しい専門性の高い「司書」等を構成員とした館内チームを結成し、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、教育センター、教育局、市町村教育委員会、市町村図書館、学校図書館協議会等と連携して学校図書館を支援する。

【構成メンバー】

図書館長、支援協力課長（チーム長）学校図書館支援員 2 名（兼小中学校課指導主事・兼高等学校課指導主事）、市町村担当、情報相談課長、児童図書担当係長、郷土資料課長、資料課長

5 学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力

- 学校図書館は、全教科全領域の学習を横断的に支援する。しかしながら、学校図書館を活用することで子どもたちに身に付けさせたい力が各学校で共通認識されていなかったり、担当者の経験や力量に任されたりしていることが多く、今後の課題となっている。
- 児童生徒は、多様な学校図書館資料に触れ、「はじめに」でも述べたように、自ら学習課題を設定し、情報を収集し、調べ、課題を解決し、結果をまとめ、発表し、そして、自己の学びを評価するに至るまでの「学び方」を系統的に身につける必要がある。
- 児童生徒は、探究的な学びのなかで課題解決の方法を繰り返し体験し、探究のプロセスを理解しスキルを身につけることで、この先、未知の状況と出合ったときにも推論して課題解決に立ち向かうことが可能となる。また、教科内容に関連した資料や情報を活用することで、学習テーマが深め広げられ、自ら思考し判断する機会が創出される。学校図書館は、「情報センター」として、教育活動の中でこのような情報活用能力を育成するための中心的な役割を担う。
- 鳥取県の一貫した学校図書館活用教育として、幼児期から本に親しむことを基盤として、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校へと発達段階に応じて「学び方スキル」である情報活用能力を指導する。それにより、情報活用能力を系統的・螺旋的に体得し、主体的・協働的に学び続ける大人になるよう生涯学習につなげたいと考える。
- そこで、学習指導要領等を参考に、幼児期から高等学校までの一連の「学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力」を明確にし、一貫した指導体系のもと、各学校で体得すべき能力を整理した（別表）。



6 鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向

- 学校図書館はメディアセンターであり、児童生徒や教職員に、図書資料だけでなく地域や人も含めた多様な資料・情報を提供し、教育活動を支援する。全教科全領域で幅広い活動の中核として、人と情報を結ぶ学校図書館の活用のために、的確な情報や資料の利用の保障を目指す。
- 学校図書館を活用した多様な指導方法の工夫により、学びの質を高め、豊かな学びへと広がる。すなわち、学校図書館活用は、学習・教育の展開の可能性の拡大を目指す。
- さらに、将来を見据えた学校図書館活用教育により、これからの生活・キャリアに対応する力を育成し、次代を担う「真の学ぶ力」、「生きる力」をもった子どもたちを育てることを目指す。
- このようなことから、このビジョンでは、鳥取県の学校図書館活用で目指す今後の方向性の柱を以下の3項目に整理した。

① 児童生徒および教職員の情報や資料の利用の保障

…人と情報を結ぶ（つなげる）

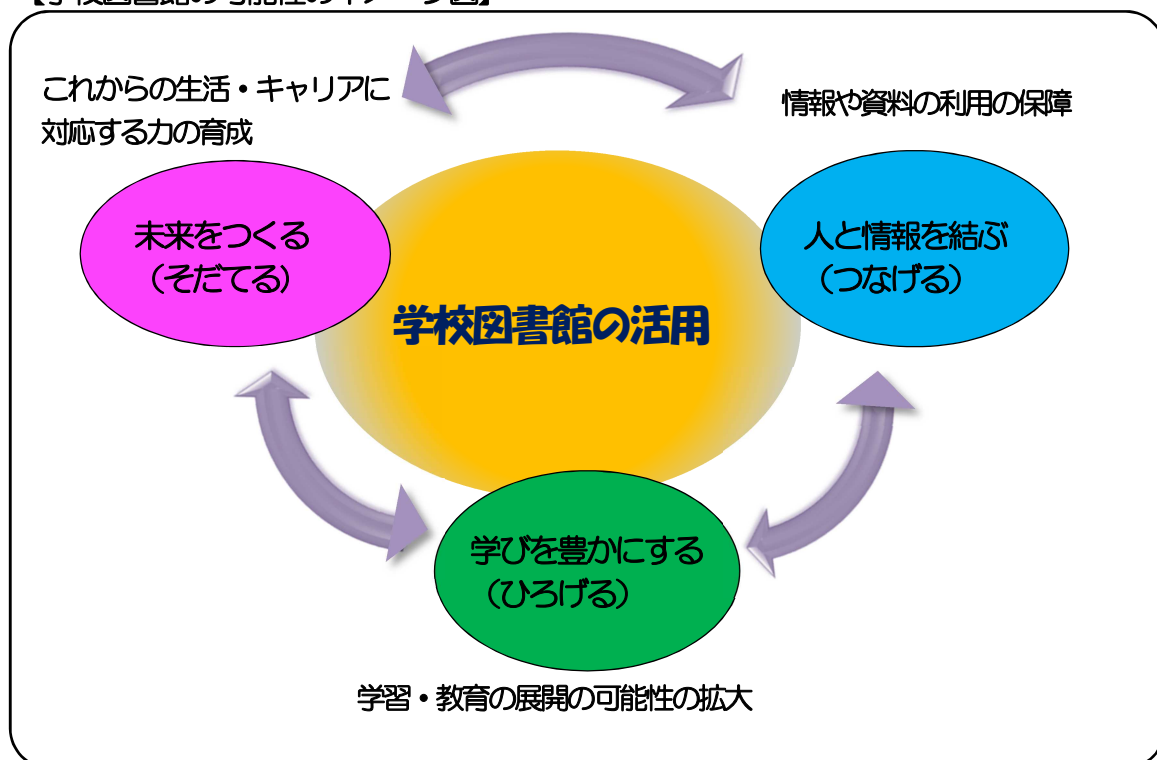
② 学習・教育の展開の可能性の拡大

…学びを豊かにする（ひろげる）

③ これからの生活・キャリアに対応する力の育成

…未来をつくる（そだてる）

【学校図書館の可能性のイメージ図】



児童生徒および教職員の情報や資料の利用の保障

人と情報を結ぶ（つなげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、児童生徒の読書生活や授業活用に必要な情報や資料等を十分に提供する。
 - ② 学校図書館は、教職員に様々な情報提供を行い、教材研究、教材準備をサポートする。
 - ③ 学校図書館として、特別な支援を必要とする児童生徒への「合理的配慮^{※8}」の提供と「基礎的環境整備」の推進を図る。
 - ④ 学校図書館は、地域の人材や施設と連携し、児童生徒の学習を地域とつなぎ、多様な学びを支援する。
 - ⑤ 公共図書館は、学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、授業活用等に必要な資料の充実に努め、物流体制の整備や情報支援を行う。
- 学校図書館の資料や情報は、図書資料だけでなく、新聞、雑誌、パンフレット、ファイル資料、DVD等、多様である。学校図書館は、児童生徒や教員に適切な資料提供を行い、全教科・領域での活用促進につなげる。その際、司書教諭と学校司書は、それぞれの専門性を活かして、教員と協働しながら学校図書館運営や授業支援をすすめる。
- 学校図書館は、教員に対して教材研究、教材資料の提供など、教員サポート機能を発揮し、教育課程に寄与する役割を担う。司書教諭や学校司書は、学校図書館を活用した授業の児童生徒の作品成果物やワークシート等、教員と連携して授業に活用できる資料・情報を収集、保存する。
- 特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校にも特別な支援を必要とする児童生徒がいることから、学校図書館では、施設設備のバリアフリー化や補助具、機器の活用等の「基礎的環境整備」を推進すると共に必要に応じて、バリアフリー資料の提供、対面朗読、文字の拡大やリライト、デジタル化等の「合理的配慮」を提供する。
- 学校図書館は、児童生徒の学習を地域とつなぐため、地域の人材や施設と連携して、各学校の教育課程に即した地域資料の収集、整理、保存に努め、児童生徒の多様な地域学習を支援する。
- 各公共図書館では、その蔵書の貸出だけでなく、物流の提供や研修への協力等を通じ、地域の幼稚園・保育所・認定こども園、学校に対する支援を率先して行うことが期待される。その方法については、学校と連携し、より望ましい方法を検討する必要がある。

学習・教育（教育課程）の展開の可能性の拡大

学びを豊かにする（ひろげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館を学校教育の中核機能としてとらえ、学校長を中心として学校全体で学校図書館の活用推進に取り組む。
 - ② アクティブ・ラーニング、探究的な学習等を支える学校図書館の機能を有効的に活用し、「学びの質」の向上を目指す。
 - ③ 情報活用能力の系統性を把握し、児童生徒の発達段階や実態に応じて、各学校の教育課程にあわせた学びを系統的・螺旋的に計画し習得するよう努める。
 - ④ 学校図書館は、デジタルコンテンツも含めた情報提供の向上を目指し、ＩＣＴ活用教育との連携を図る。
 - ⑤ 共生社会形成に向け、学校図書館から公共図書館活用へとつながるインクルーシブ教育システムの構築を推進する。
- 学校図書館は教育課程に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成する学校教育の充実のために欠かせない機能であることを認識し、学校長を中心に「学校図書館運営（経営）委員会」を開催するなど、学校図書館活用のあり方について計画・実践・評価・改善を行い、学校全体で学校図書館の活用を推進する。
- 児童生徒が主体的・協働的に学び、「真の学ぶ力」を身につけるために、教職員は、教科書教材のみではなく、学校図書館にある様々な資料（図書、新聞、パンフレット、ファイル資料、DVD、ＩＣＴ教材等のメディア等）を積極的に活用した授業を構築し、言語活動や探究的な学習の充実を図る。また、司書教諭は学校図書館教育の中心的存在として、学校司書や教員と協働して、学校図書館を活用した授業を積極的に推進する。
- 各校の学校目標や教育課程を踏まえ、学校図書館全体計画や学校図書館活用年間計画を作成した上で、全教科・全領域で学校図書館を計画的に活用し、「学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力」の定着を図る学習や児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実する。
- 学校図書館が提供する資料・情報は印刷メディアにとどまらない。学校図書館教育の積み重ねの上に、ＩＣＴ活用もあることから、デジタルコンテンツも含めた情報を適切に活用し、学校図書館活用教育とＩＣＴ活用教育の連動を推進する。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が、卒業後に心地のよい居場所として公共図書館を活用し、豊かな生活を送ることができるよう、卒業後を見据えた学校図書館活用を推進する。

これからの生活・キャリアに対応する力の育成 未来をつくる（そだてる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、キャリア教育^{※10}の一環として発達段階に応じた基礎的・汎用的な能力の育成に努め、社会人として自立した人を育てる。
 - ② 自由読書の場としてだけでなく、自己実現のための場として、公共図書館を利活用できる大人へと導く。
 - ③ 学校図書館は、家庭や地域における読書活動推進の拠点として様々な活動を工夫する。
 - ④ 地域住民や異校種（幼稚園等も含む）との読書活動による交流を行い、地域での読書活動を推進する。
 - ⑤ 学校図書館は、児童生徒の「心の居場所」となる。
-
- 学校教育の中で身に付けた図書館活用の力は、大人になっても、自ら情報を集め、課題解決することで、自分や社会の幸せに結びつくことのできる生涯学習へとつなげることを認識し、学校図書館活用を推進する。
 - 学校図書館活用教育を通して、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる読書習慣の基礎を形成すると共に、困ったときに解決の糸口を見いだす場として、図書館を活用できる大人になるよう、将来の見通しを持った学校図書館活用教育を推進する。
 - 地域ボランティアや保護者のおはなし会、授業への参画をコーディネートしたり、家庭読書を推進したり、学校図書館便りやホームページでの図書を紹介したりして、様々な読書活動や広報活動を行う。このように、地域や家庭と連携して読書活動の基盤を構築し、その習慣化を促し、児童生徒が更に本への興味関心を高めるよう、創意ある工夫を行う。
 - 幼児や小学生への読み聞かせを行う等の校種間交流や地域の読書イベント等へ参加することを通して、地域での読書活動の活性化を図る。
 - 学校図書館には、児童生徒の声に耳を傾けることのできる「学校司書」が常時いることが必要である。心に悩みや問題を抱えた児童生徒だけでなく、全ての児童生徒の「心の居場所」として、安心・安全で心安らぐ場所としての学校図書館作りに努める。

7 ビジョン実現に向けた取組み

- このビジョンは「鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会」の検討により策定作業をしたものである。
- 今後は、このビジョン及びビジョンに関連して作成した資料を県内の学校現場等に広く普及していく必要がある。
- また今後は、このビジョンに掲げた「目指す方向性」に沿って、具体的な施策に取り組むことになるが、例えば以下のような事が必要である。
 - ① 県及び各市町村は、教員（管理職及び司書教諭を含む）、学校司書等の学校図書館の活用に関する指導力の育成等に向けた研修を充実する。
 - ② 学校図書館は、保護者や地域の人々とながり、読書活動の推進、地域教材・人材の活用など、幅広く学校教育を支援する。
 - ③ 県が示している小・中・特別支援学校の司書教諭の活動時間5時間以上の保持を継続すると共に、高等学校においても、担当時間数の確保や学校体制を整備し、司書教諭がその職責を十分に果たせるよう努める。
 - ④ 学校図書館法改正やこのビジョンの策定を契機に「学校司書」の名称や役割の周知に努め、学校司書が全校に配置されその専門的職務を一層発揮できるよう雇用環境等の改善に努める。
 - ⑤ 国の「第4次学校図書館図書整備5か年計画」^{*4}に沿って、図書の整備、新聞の配備を行い、適切に図書館資料の更新を行い、学校図書館図書標準^{*7}を踏まえた図書館資料の質の向上及び充実を目指す。

*参考 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」の目標値

項目		平成25年度	平成30年度目標
学校図書館図書標準達成率	小学校	鳥取県 52.7% 全国平均 60.3%	全国平均以上
	中学校	鳥取県 40.7% 全国平均 50.0%	全国平均以上

（文部科学省「平成26年度学校図書館の現状に関する調査（平成25年度公立学校調査結果）」

- ⑥ 学校図書館の読書環境を更に整え、ICT活用教育の整備を含め、情報を収集し「学習する場」としての環境整備を行う。

*参考 学校図書館法（抜粋）

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

- また、学校図書館活用教育の全体を俯瞰しながら、今後の学校図書館活用教育について検討していく体制が必要である。これは、1の（2）に記載したビジョンの適宜の見直しに当たっても同様である。

（1）県の推進体制

- 今後は、鳥取県立図書館内に設置した「学校図書館支援センター」を中心として、教育委員会各課、教育センター等との緊密な連携のもと、司書教諭及び学校司書をはじめとするすべての教職員のスキル向上のための研修計画を立案、実施するとともに、それぞれの学習環境の整備に向けたアドバイスを行うこととする。

【企画する研修の例】

対象 主管課	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	その他
教育センター	・初任者研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・管理職等研修
図書館	・幼児の成長を育む講座	・学校図書館活用教育普及講座	・学校図書館活用教育普及講座	・学校司書研修会	

*市町村教育委員会、公共図書館、教育研究団体などの求めにより学校図書館支援員派遣の研修会を行う。

【学習環境の整備等に関するアドバイスの内容例】

- ・アクティブ・ラーニングや探究的学習等、多様な学習形態に対応できる教室環境・及び図書館の整備について
- ・子どもたちの情報検索能力向上を図ることを目的にした図書館システムについて
- ・学校図書館活用教育の推進に先進的に取り組む事例等の情報提供

（2）市町村との連携

- 今後は、各市町村教育委員会の学校教育担当者等との情報交換を密に行い、互いの方向に齟齬が生じないよう配慮するとともに、それぞれの市町村の実態に合わせて推進を図るものとする。

【参考】

用語について

* 1、2、4～10 出典 文部科学省ホームページ

※1 21世紀型能力（P. 1）

「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎」「思考」「実践」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組みである。

※2 アクティブ・ラーニング（P. 1）

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

※3 学校図書館活用教育（P. 1）

学校図書館の機能・役割を活用することで、教育活動全般を支え児童生徒の生涯にわたる学習や人格の基盤形成につなげるための教育のこと。なお、このビジョンでは、厳密には学校図書館とは異なるが幼稚園・保育所・認定こども園での絵本コーナー等を活用した取組みも含めるものとする。

※4 第4次学校図書館図書整備5ヶ年計画（P. 2）

各学校における図書標準の達成を目指し、平成5年、国において、最初の「学校図書館図書整備計画」が定められる。第4次学校図書館整備5ヶ年計画は

○平成24年度から5年間で学校図書標準の達成を目指す：（単年度約200億円（5年で約1,000億円））

増加冊数分：単年度約86億円（5年で約430億円）

更新冊数分：単年度約114億円（5年で約570億円）

○新聞配備：（単年度約15億円（5年で約75億円）各校新聞1紙配備分処置

※5 司書教諭・学校司書（P. 2）

	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法第五条第1項	学校図書館法第六条第1項
位置づけ	学校図書館の専門的職務を掌る	専ら学校図書館の職務に従事する職員
資格	司書教諭の講習を修了したもの	制度上の定めなし

※6 並行読書等（P. 3）

並行読書とは、当該単元の指導のねらいをよりよく実現するために、共通学習材（通常は教科書教材）と関連させて、本や文章を読むことを位置付ける、指導上の工夫のこと。

*その他、発展読書など授業活用における指導上の様々な手法がある。

※7 学校図書館図書標準 (P.4)

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月29日に「学校図書館図書標準」の設定について各都道府県教育委員会教育長あてに通知し、定められたもの。平成19年4月改定あり。

「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を設備するための所要の財源については、平成5年度を初年度とする5か年計画により地方交付税により措置されている。

(※4参照)

- (例) 小学校 18 学級の場合……10,360 冊
中学校 15 学級の場合……10,720 冊
専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）10 学級の場合
……3,932 冊
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（小学部）10 学級の場合
……3,320 冊
専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（中学部）10 学級の場合
……6,400 冊
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（中学部）10 学級の場合
……5,760 冊

※8 合理的配慮 (P.9)

障害者の権利に関する条約 第2条（定義）において、「合理的配慮」とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※9 インクルーシブ教育システム (P.10)

障害者の権利に関する条約第24条によれば「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

※10 キャリア教育 (P.11)

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。

学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力

(別表)

	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校			中学校	高等学校
		低学年	中学年	高学年		
子ども像 育てたい	◆絵本や物語を楽しみ、表現することを楽しむ子ども	◆読書や調べる楽しさを知り、図書館の正しい利用の仕方を身につけた児童	◆いろいろな種類の本を読み、課題解決に向けて、友達と関わり合いながら意欲的に学ぶ児童	◆目的に応じて、図書館を適切に利用し、学び方を身につけ、課題解決に向けて主体的・協働的に学ぶ児童	◆主体的に考えて判断し、課題解決に向けて多様な資料から必要な情報を活用することを通して、主体的・協働的に学び続ける生徒	◆将来の進路を見据え、自己実現のための課題解決に向けて、的確な情報を適切に活用することを通して主体的・協働的に学び、自分の考えを表現する生徒
課題の設定と情報収集	○読み聞かせを楽しむ。	○身近なことや経験したことなどから興味・関心に応じて学習課題を決める。	○興味・関心に応じて <u>具体的な課題を決める。</u>	○目的を把握し、適切な学習課題を決める。	○学習課題を解決するための適切な資料や収集方法について考え、具体的な学習課題を立てる。	○中学校までの知識やスキルを基に学習課題を解決するための資料の読み解きや収集方法について検討しながら、適切な学習課題を立てる。
	○好きな本を見つけ絵本を楽しみながら読もうとする。	○題名や表紙などに着目して必要な図書を見つける。	○目的に応じて、複数の資料の中から <u>必要な資料を選ぶ。</u>	○目的に応じて、複数の資料の中から課題解決に役立つか判断し、資料を選ぶ。	○目的や意図に応じて多様な情報源を活用し、 <u>必要な各種資料を選ぶ。</u>	○自分の設定した課題が見通しを持って解決できるか考察しながら、 <u>根拠となる多様な資料収集を的確に行う。</u> ○目的に応じて多岐にわたる検索方法で情報の特性を生かした様々な資料を選ぶ。
情報の活用（選択・整理・分析）	○友達や先生の話に関心をもって聞こうとする。	○資料の中から目的に合わせて情報を選ぶ。	○ <u>二つ以上の情報の中から、目的に合ったものを選ぶ。</u>	○複数の情報の中から、適切な方法を使って課題解決に必要なものを選ぶ。	○複数の情報を目的に応じて比較、分類、関連づけ、多面的・多角的に分析する。	○常に複数の情報を適切に比較、検討、分類し、情報の持つ <u>価値や希少性等を判断しながら</u> 情報を選択する。
	○図鑑を見て楽しく調べようとする。	○気づいたことや分かったことを記録し、必要に応じて簡単な絵や文で書く。	○必要な情報を箇条書きで <u>要点をまとめる。</u>	○事実、引用、要約などと自分の考えを <u>区別して</u> 、分かりやすくまとめる。 ○構成、レイアウトを工夫したり、絵や文、グラフ、図や表などを使ったりして、 <u>効果的にまとめる。</u>	○様々な情報を比較、分類、単純化したり、 <u>情報追加したり、再構築したりする。</u> ○情報を整理して、目的や意図に応じて <u>わかりやすく要点を押さえて自分の意見の関係性を考えてまとめる。</u>	○自分の考えとは異なる意見の資料も取り入れ、様々な考えや解釈のあることを理解した上で総合的に判断して活用する。 ○目的に応じて選択した資料を論理的に読み解き、資料を多面的、多角的に分析し自分の課題に関連付けることができる。 ○選択した情報を自分の意見と比較、分析しながら構成を考え、 <u>論点をまとめる。</u>
情報の伝達と評価	○生活の中で必要な言葉を使おうとする。	○多様な発表方法を体験して表現する。	○相手や目的に応じて適切な表現方法を選んで表現する。	○目的や意図に応じて効果的に表現するよう工夫する。	○表現手段の特徴を理解し、相手や目的、意図に応じて効果を考えながら工夫して表現する。	○表現手段の特徴を理解し、相手や目的、意図に応じて効果を考え、自分の考えとの関係性を考えながら工夫して論理的に表現する。
	○考えたことを自分なりに表現しようとする。	○順序に気をつけて、わかりやすく伝える。	○自分の考えが分かるように筋道を立てて、相手や目的に応じて伝達する。	○考えたことや自分の意図が分かるように、構成を工夫しながら、目的や場に応じて伝達する。	○情報発信手段としての機器の特徴を理解し、 <u>根拠を明確にして効果的に伝達する。</u>	○情報発信手段としての機器の特徴を理解し、根拠を明確にして最も効果的な方法で伝達する。
	○自分の思ったことを相手に伝えようとする。	○教師と共に課題を決め、内容の見通しを持って課題解決できたか振り返る。	○具体的な課題を決め、内容の見通しを持って計画を立て、課題解決できたか振り返る。	○課題が適切で、見通しを持って内容や方法について学習を立て、解決することができたか振り返る。	○課題が明確なもので、課題解決に向けての内容、方法、表現が効果的であったか振り返る。	○課題設定から調査、発表までの一連の取組みについて、 <u>客観的な自己評価を行う。</u>
	○友達や先生とのコミュニケーションを楽しむ。	○友達の表現のよいところを見つけて感想を伝え合う。	○友達の表現のよさについて <u>意見を述べ合う。</u>	○学習課題や学習過程について友達の表現のよさを伝えたり、 <u>助言したりする。</u>	○表現、伝達されたものの中から、課題解決のために集めた情報の有効性、必要性、信頼性を判断し話し合う。	○課題設定から調査、発表までの一連の取組みについて、 <u>客観的な相互評価を行い、自分の学びにいかす。</u>
学校図書館の利活用に支援を必要とする子どもについては、実態やニーズに応じて、上記の表を活用する。						

※幼稚園指導要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領、学習指導要領、鳥取県教育振興基本計画を基本に、横浜市教育委員会「学校図書館教育指導計画の手引き」、京都市教育センター「学校図書館の活用を通して付けたい力系統表(小・中学校版)」、松江市学校図書館支援センター「学び方指導体系表」を参考に作成

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン

資料編

目 次

1	学校図書館授業利用調査結果	 1
2	鳥取県と国の学校図書館等に関する動き	 14
3	子ども読書活動推進計画の策定状況	 15
4	鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会設置要項	 16
5	鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会委員名簿	 17
6	鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会の概要	 18
7	学校図書館法	 20
8	学校図書館図書標準	 22
9	学習指導要領等との関連	
	（1）幼稚園教育要領・保育所保育指針と図書館活用教育の関連	... 23
	（2）小学校学習指導要領と図書館活用教育の関連	 24
	（3）中学校学習指導要領と図書館活用教育の関連	 27
	（4）高等学校学習指導要領と図書館活用教育の関連	 32
	（5）特別支援学校学習指導要領と図書館活用教育の関連	 42

学校図書館授業利用調査結果

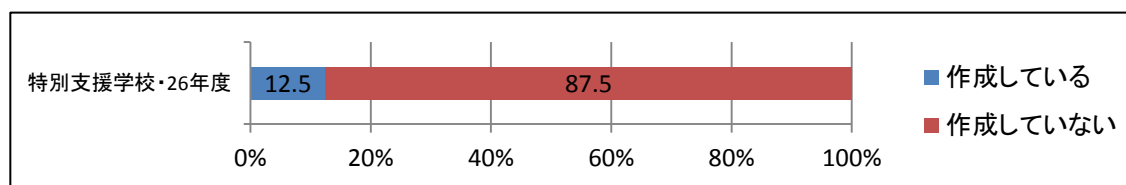
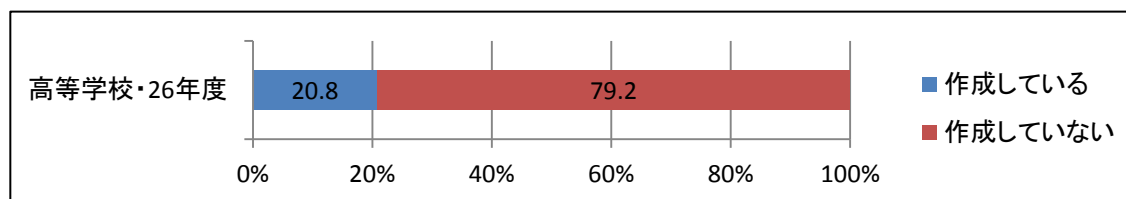
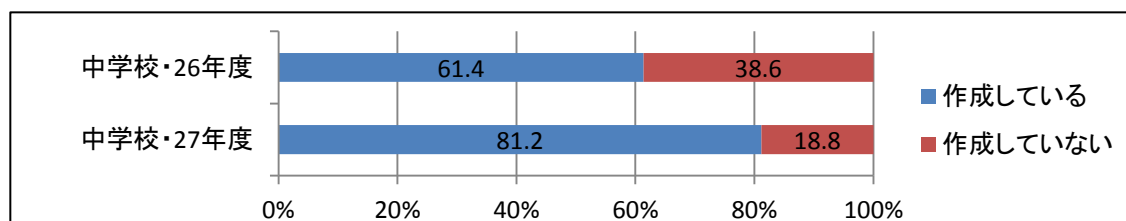
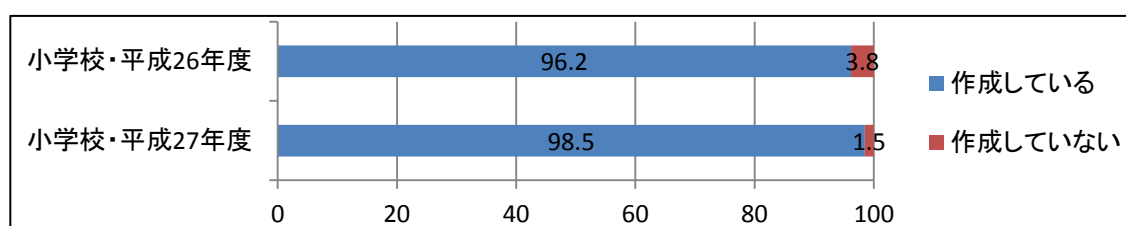
平成27年7月実施

この調査は、学校図書館の授業利用状況を把握することを目的として、全小・中学校(小学校135校、中学校63校)を対象として実施した(回答率100%)。高等学校・特別支援学校の図書館については、毎年、県立図書館が行っている調査に米子市立米子養護学校を加え、全高等学校(32校)、全特別支援学校(11校)を対象に調査を実施した(回答率はいずれも100%)。

1、学校図書館を活用した授業について

1-(1)-① 学校図書館を活用した年間授業計画を作成していますか。

※作成中は、年間授業計画有りにカウントした。



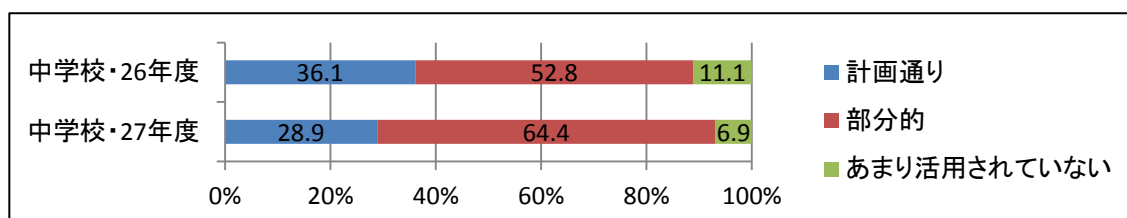
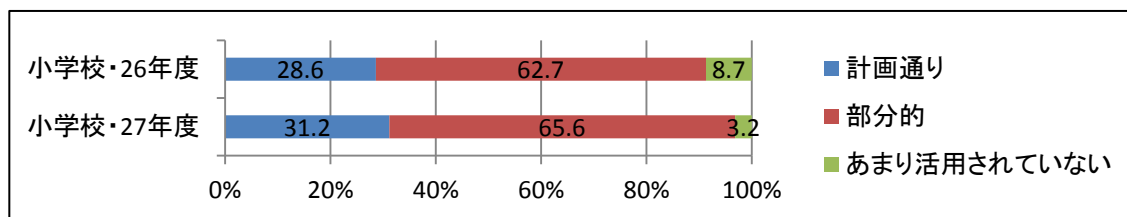
【分析】

・小学校・中学校については、26年度より27年度の方が年間授業計画を作成していると回答した学校が多く、計画的な学校図書館活用が進みつつあると考えられる。

・高等学校と特別支援学校では、年間授業計画に学校図書館を活用する例が少なく、20.8%と12.5%にとどまった。多様なカリキュラムや個に合わせた授業の展開が求められるなど、年間授業計画の作成の難しさもあると考えられる。

・対象になる校種に絞った、年間授業計画の立て方の研修も効果的であると思われる。

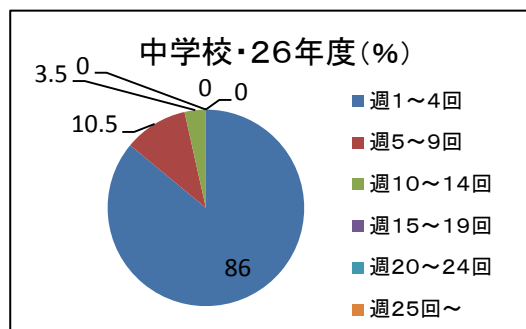
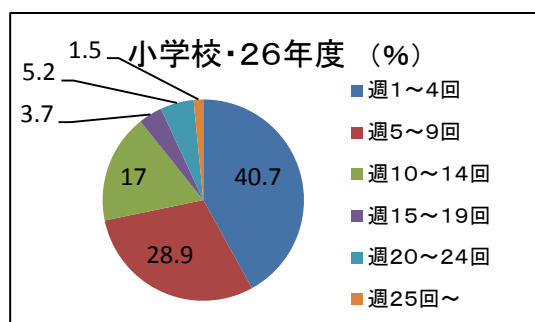
1－(1)－② 学校図書館は授業計画通りに活用されていますか。
(①の問いに「ある」と答えた小・中学校が調査対象)



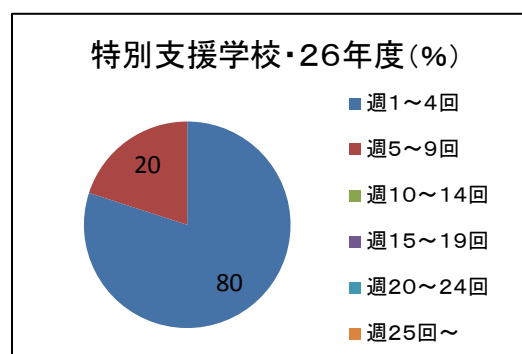
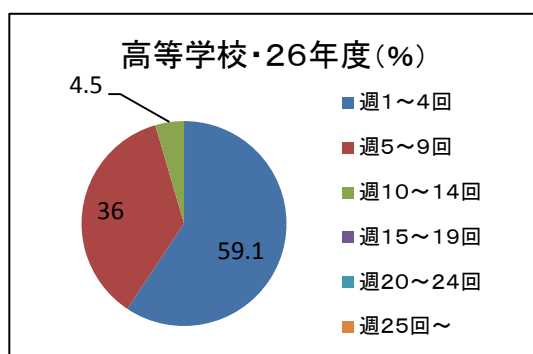
【分析】

・26年度より27年度のほうが「あまり活用されていない」が少なくなっており、授業計画の立案が、計画的な授業の展開に寄与していることがわかる。

1－(2)－① 授業で学校図書館の資料はどれぐらいの頻度で利用されていますか。



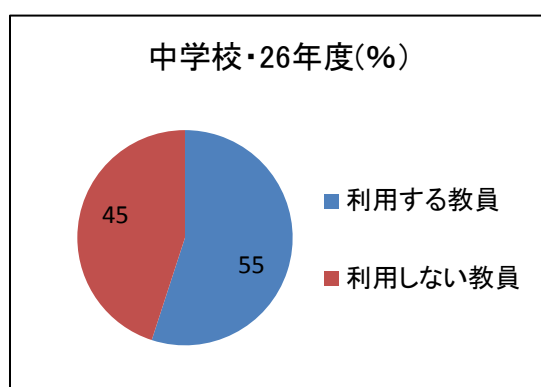
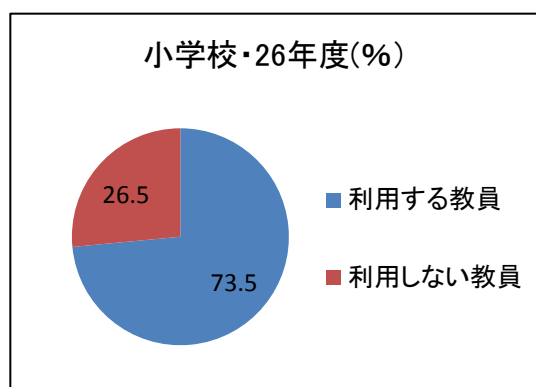
※高等学校と特別支援学校の調査対象は県立学校のみ
調査結果の数字は他の調査の転用



【分析】

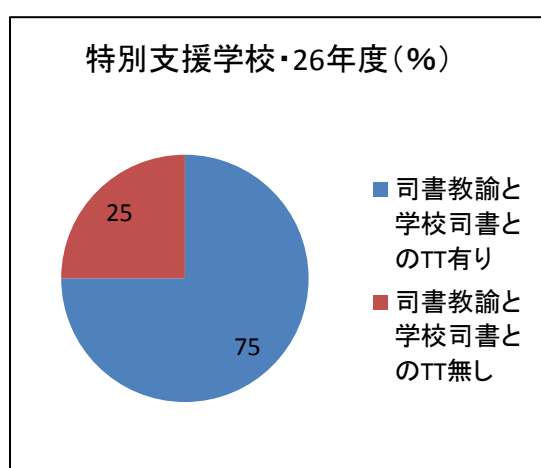
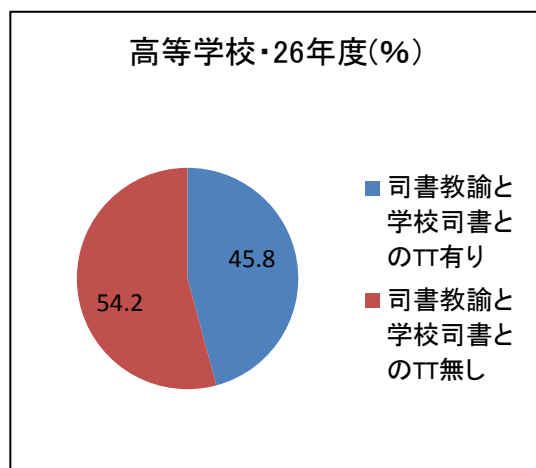
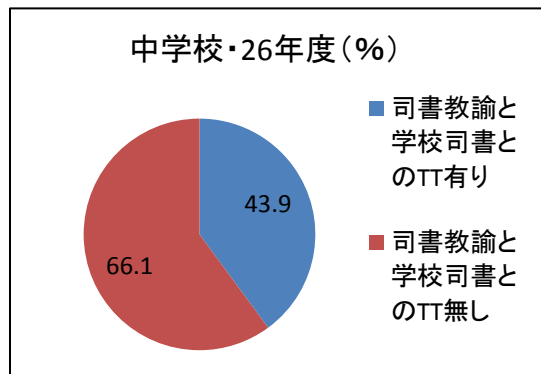
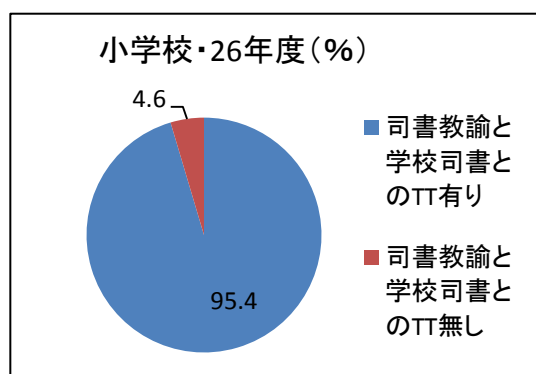
・特に小学校で授業活用が進んでいる学校が多い。
・中学校と特別支援学校の多くが「週1時間～4時間」にとどまっている。

1－(2)－② 平成26年度に図書館資料を活用して授業を行った教員の実人数



1－(2)－③ 司書教諭と学校司書のTTが行われていますか。

※「実施している」以外の回答は無しとしてカウント



1－(2)－④－ア 司書教諭が行っているTTの、1校当たりの1年間の平均授業時数

* 1単位の授業を1回と数える

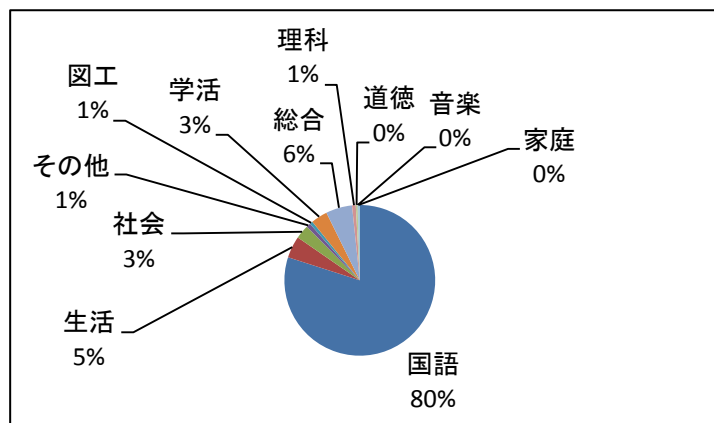
- ・小学校では 33.8回 (最高380回)
- ・中学校では 5.9回 (最高 40回)
- ・高等学校では 5.5回 (最高 46回)
- ・特別支援学校では 10.9回 (最高115回)

* TT(チーム・ティーチング)とは、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式をさす。

【分析】

- ・小学校では、司書教諭を中心とした授業実践が進んでいる実態がうかがわれている。
- ・中学校と高等学校では、「実施していない」割合が多く、今後の課題である。

【小学校】1－(2)④－イ 司書教諭と学校司書が実施したTTの授業



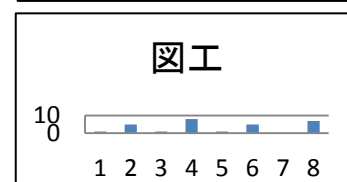
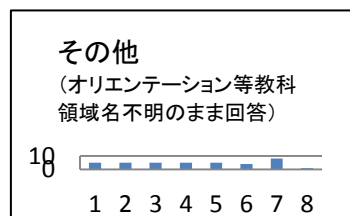
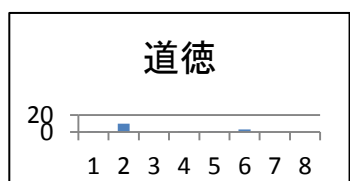
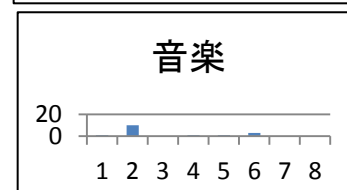
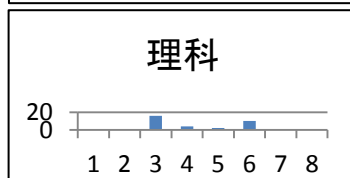
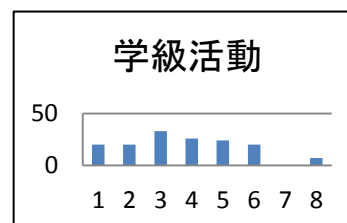
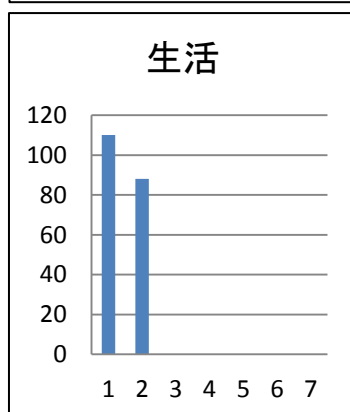
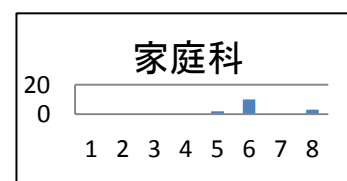
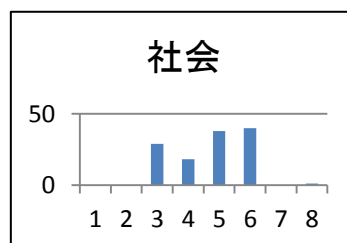
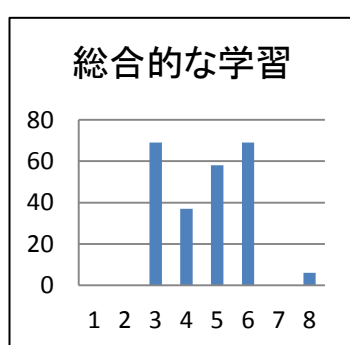
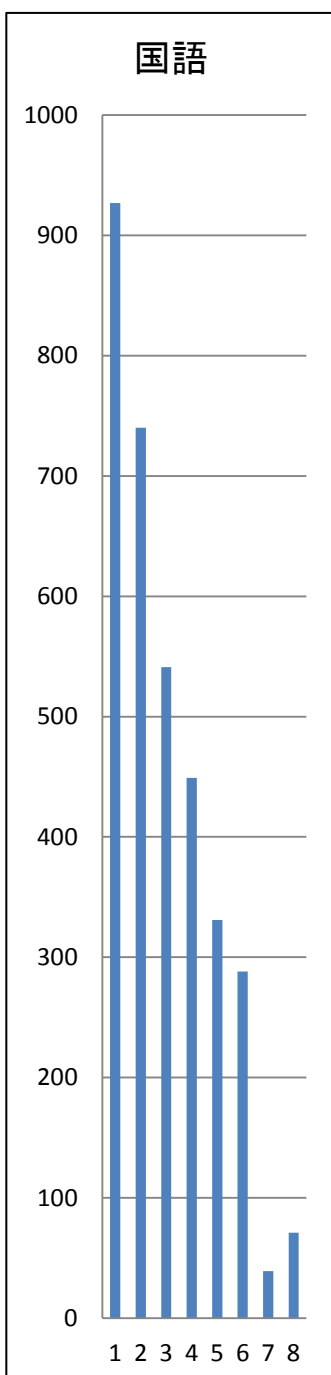
【グラフ内訳】

縦軸は1単位授業時間を1回と数えた回数

横軸は学年をあらわす

7は特別支援学級

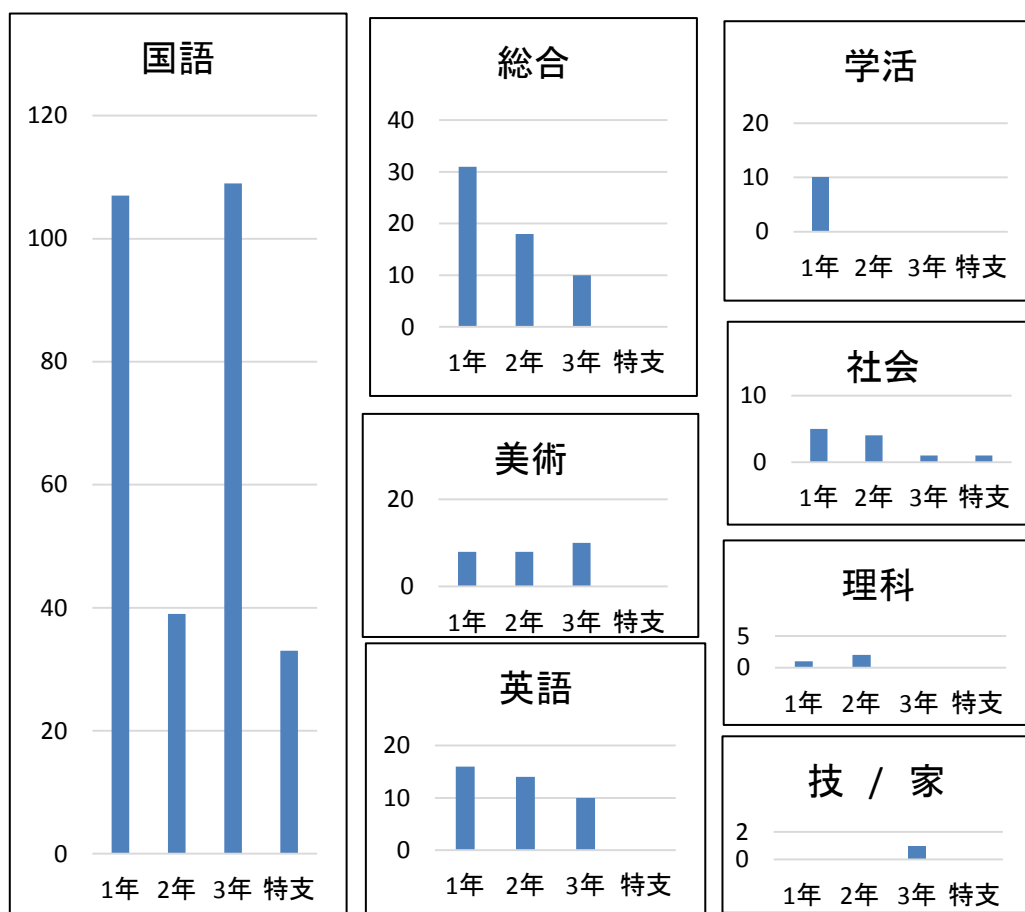
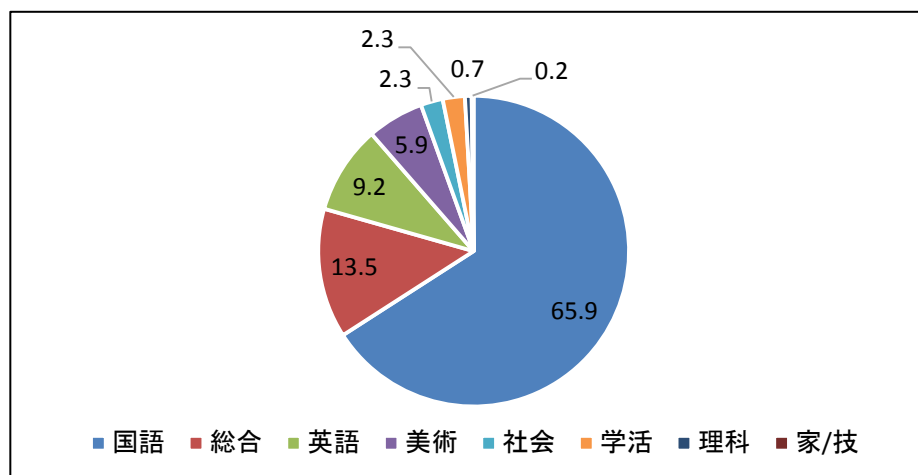
8は学年無記入



【分析】

- ・国語や総合的な学習の時間で多く活用されている。国語では特に読み聞かせなど読書指導に活用が考えられる。
- ・特定教科が多いのは学年の教科内容や教科の週あたりの時間数も関係していると考えられるが、社会や理科等での活用も望まれる。
- ・担当者の異動等による記録不明や、授業記録を残していない学校もあった。授業活用の記録は必要であり、その後の図書館活用に参考になるという共通認識をもつ必要がある。

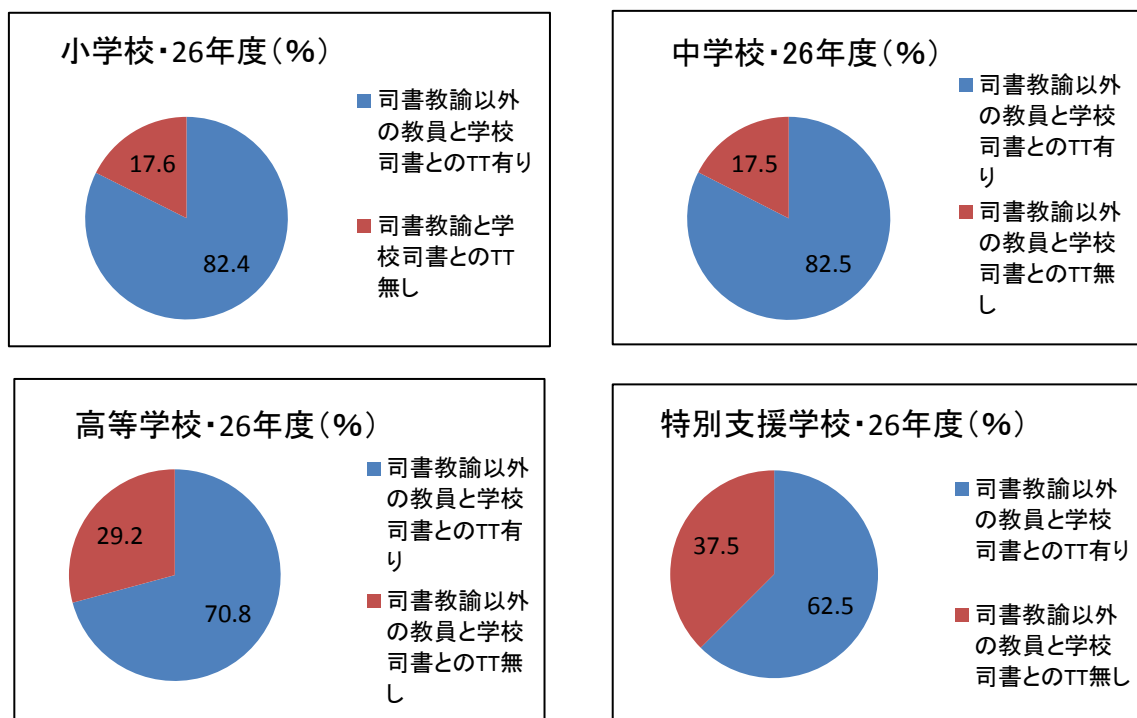
【中学校】1－(2)④－イ 司書教諭と学校司書が実施したTTの授業



【分析】

- ・教科によるばらつきが大きく、国語と総合的な学習の時間の授業が突出している。司書教諭の担当教科や担任学年との関連が深いと思われる。
- ・特定の教科で学年間の数値に大きく違いがあるのは、教科・カリキュラムの特性も考えられるが、図書館利用が特定の教員の授業利用に偏っているためと思われる。具体的な効果や活用法について普及啓発することで、多くの教員が活用できる環境を整える必要がある。

1－(2)－⑤－ア 学校司書と、司書教諭以外の教員がTTを行っている割合

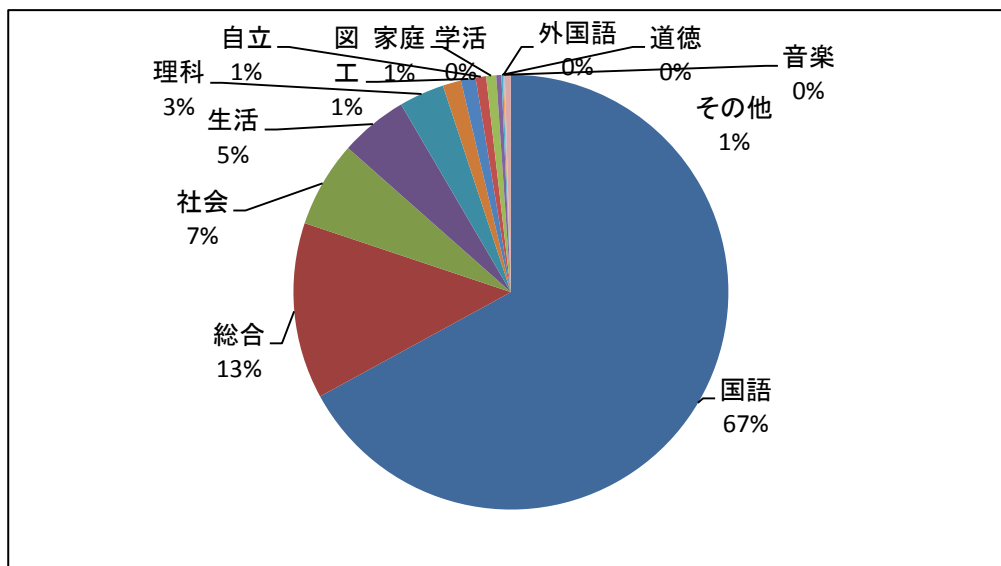


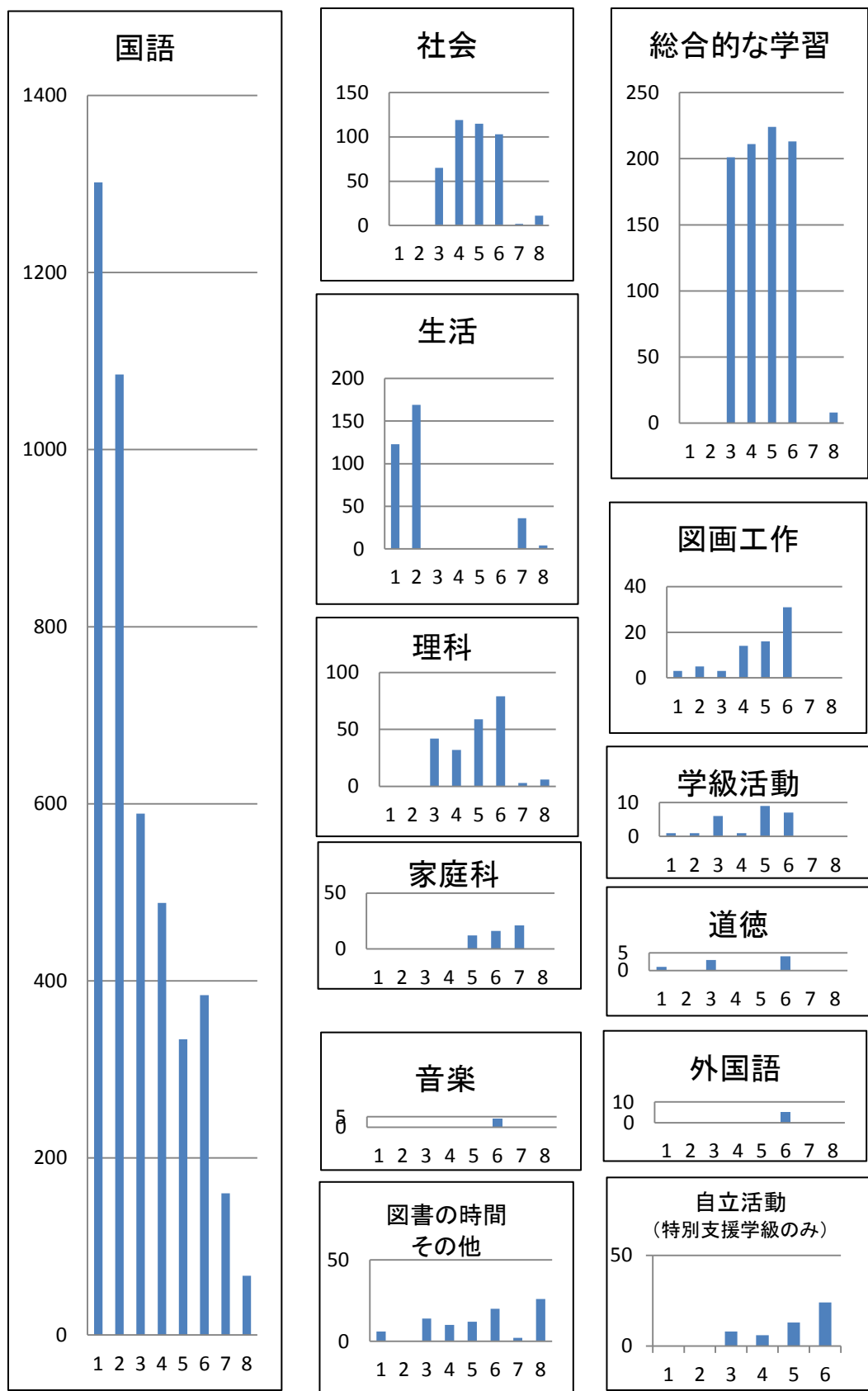
1－(2)－⑥－ア 学校司書と司書教諭以外の教員が行っているTTの、1校当りの1年間の平均授業時数

* 1単位の授業を1回と数える

・小学校では	55.3回	(最高535回)
・中学校では	25.7回	(最高183回)
・高等学校では	42.5回	(最高215回)
・特別支援学校では	13.8回	(最高45回)

【小学校】1－(2)⑥－イ 学校司書と、司書教諭以外の教員とのTT授業





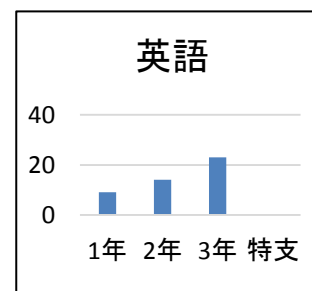
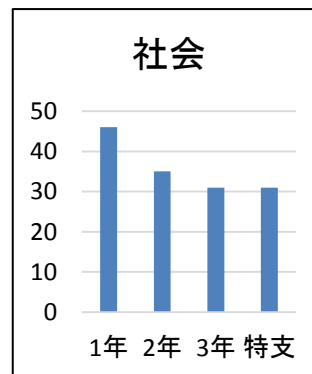
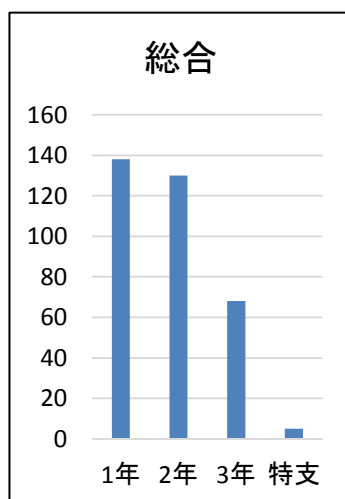
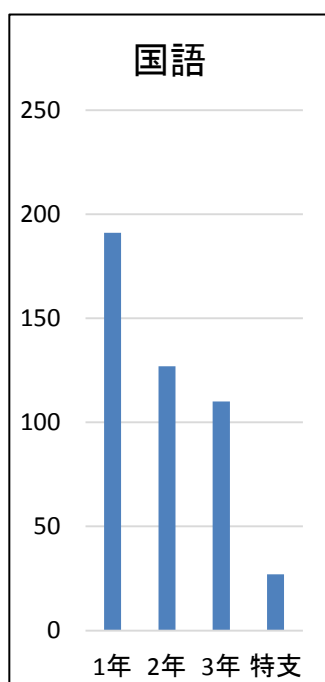
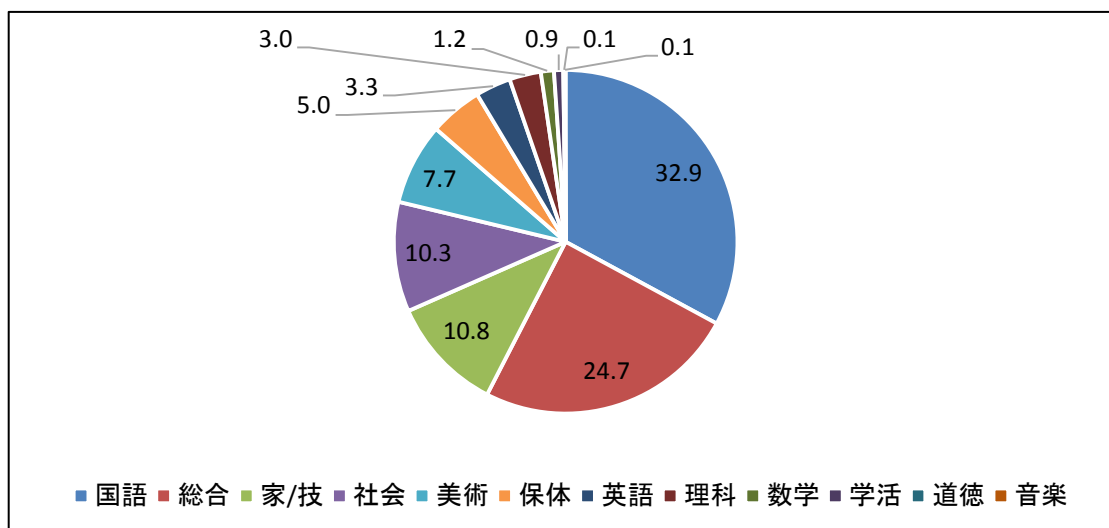
※図書の時間：図書の時間という教科領域名はない。調査回答が、記述回答であったため、「オリエンテーション」や学校図書館優先活用のクラス配当がある「図書の時間」等での教科領域の授業を回答したと考えられる。

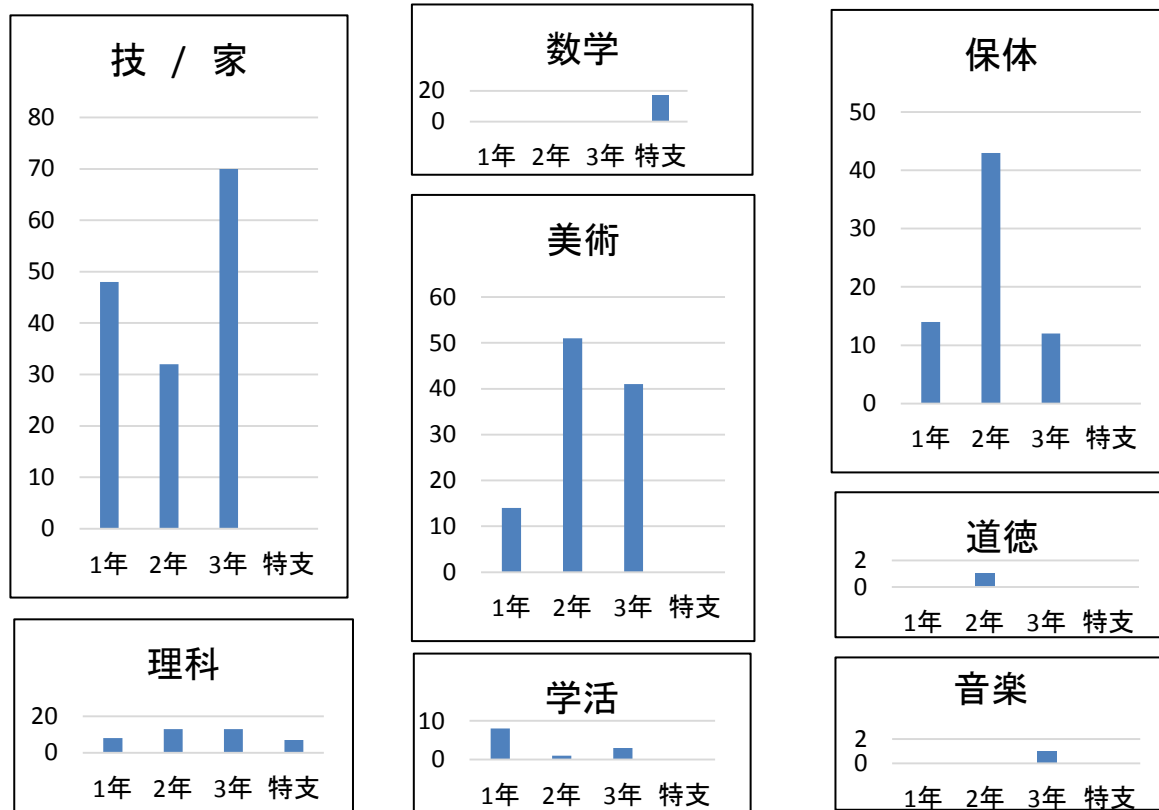
※その他：教科領域は不明だが図書館を使用、神話について学ぶ時間、調べ学習の時間などの記述回答があった。

【分析】

- ・教科利用は、国語が圧倒的に多く、総合的な学習の時間でも広く活用が見られる。国語では特に低学年が多い。本の読み聞かせ等の読書活動に学校司書が関わっていると考えられる。また、特別支援学級でも国語や自立活動などに活用されている。
- ・学校によっては図書の時間などを設定し、積極的に図書館活用の時間を確保している学校がある一方、図書館を活用してはいるが、学校司書の回答では、何の教科でどのくらい授業実施があったか記録していない学校も多く、回答に白紙も見受けられた。
- ・アンケートでは、教科領域名を答えてもらうように求めたが、具体的な学習内容について書かれたものもあり、便宜上、教科領域に振り分けた。学校全体で図書館活用を教科の目標を達成する学習方法の一つとして捉える認識がされているか検証したい。

【中学校】1－(2)⑥－イ 学校司書と司書教諭以外の教員とのTT授業





【分析】

・司書教諭とのTTの割合や学校図書館を活用した授業時数と比較して、学校司書とTTを行っている学校の割合が高い。教科の特性もあるが、特定の教員の利用に片寄っていることが推察される。

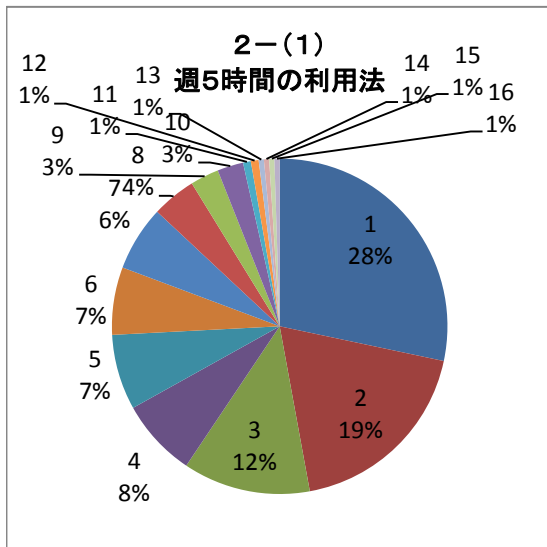
1－(2)－⑦ 全教員の中で図書館を活用した授業を行った割合

- ・小学校では、平均57.2%
- ・中学校では、平均36.0%

※小学校・中学校ともに、授業を担当する教員すべてが図書館を利用している事例がある。

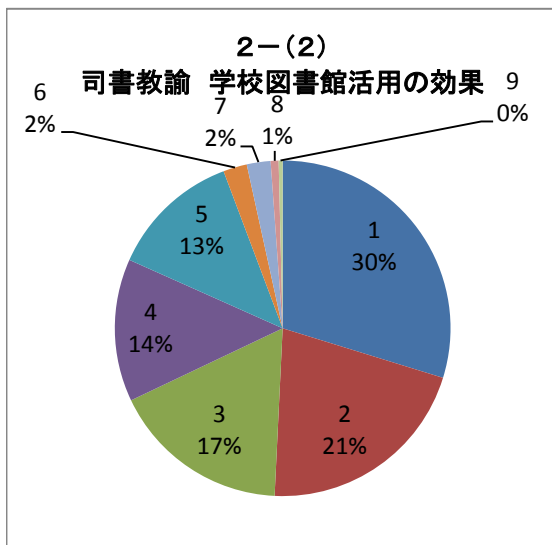
※高等学校、特別支援学校については調査未実施。

2 自由記述(複数回答)【小学校】



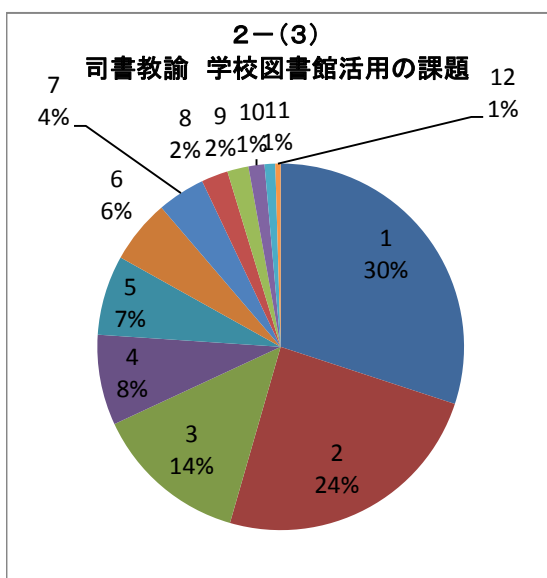
2- (1) 司書教諭に問う: 週5時間の利用法

	回答数
1 図書館を活用した授業の準備、実施、振り返り	113
2 学校司書との打ち合わせ・相談	75
3 教材研究や図書館関連の資料作成	49
4 読書関連の指導(アニメーション・ブックトーク・読み聞かせ等)	30
5 図書だよりの作成	29
6 行事計画、立案	26
7 環境整備	25
8 図書資料の選定確認	17
9 ボランティアとの打ち合わせ	11
10 図書委員会活動の準備	10
11 貸出業務	3
12 ファミリー読書・家読関連	3
13 図書資料以外の情報収集	2
14 学校図書館以外のその他の業務	2
15 授業数は他の教員と変わらない	2
16 5時間の確保が難しい	2
17 NIE活動	1



2- (2) 司書教諭に問う: 学校図書館活用の効果

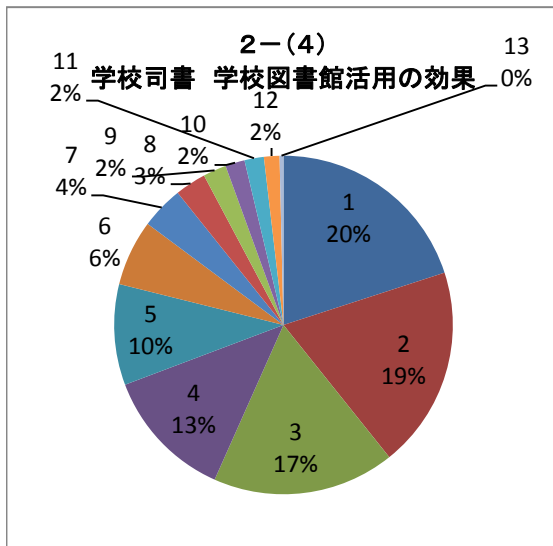
	回答数
1 資料の収集力・活用力	78
2 興味関心がわく	55
3 学ぶ意欲の育成、向上	45
4 読書活動の広がり	36
5 学習内容の定着、向上	33
6 本の選書に役立つ	6
7 来館増につながる	6
8 教材研究の幅が広がる	2
9 他の教員と打ち合わせが出来る	1



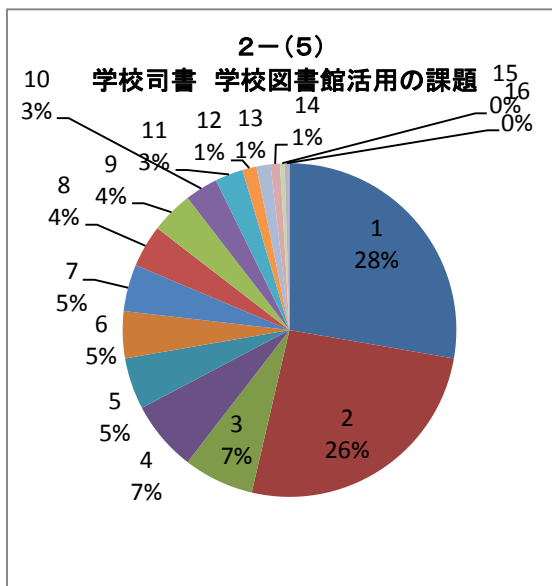
2- (3) 司書教諭に問う: 学校図書館活用の課題

	回答数
1 他教員とのTT等、授業活用が出来ない(時間的な面)	64
2 打ち合わせ時間の確保	52
3 資料の種類・量がすくない	29
4 教員の理解不足	17
5 指導が計画的にされていない	15
6 司書教諭としてのスキルアップ	12
7 学年間での利用のばらつき	9
8 学校図書館が授業の場所として整備不足(狭い、古い、黒板や机がない)	5
9 児童の能力に差がある	4
10 ICT教育との連動	3
11 調べ学習は時間がかかる	2
12 公共図書館や他の学校図書館との連携不足	1

2 自由記述(複数回答)【小学校】



2- (4) 学校司書に問う: 学校図書館活用の効果	回答数
1 情報の収集活用が出来るようになる	54
2 児童の図書館活用能力スキルアップ	52
3 児童の興味関心を広げる	47
4 主体的に学ぶ意欲の醸成	34
5 本に触れる機会が増す	26
6 貸出数の増加	17
7 学校図書館が身近な存在になった	11
8 学校司書の資料収集のスキルアップ	8
9 授業者への支援、補助が出来る	6
10 学校司書と児童の信頼関係が増す	5
11 生涯学習の礎	5
12 情報リテラシーの育成	4
13 利用マナーの向上	1



2- (5) 学校司書に問う: 学校図書館活用の課題	回答数
1 打ち合わせ等、時間的余裕がない	61
2 資料収集の困難さ(資料数、種類、複数資料・時間的余裕)	57
3 先生の意識の差がある	15
4 学校司書の雇用環境(学校司書の仕事内容の理解不足も含む)	15
5 調べ学習の時間設定がない、少ない	11
6 学校図書館を取り巻く環境(不足)狭さ、移動の不便さ等	10
7 情報発信の不足	10
8 教員・児童のニーズをつかむ難しさ	9
9 公共図書館との連携	9
10 年間計画	7
11 学校司書のスキルアップ	6
12 授業活用の方法が分からない(教員から提案がない、教科書がない)	3
13 児童の学力差	3
14 学校司書が不在	2
15 家庭での取り組み	1
16 特になし	1

【分析】

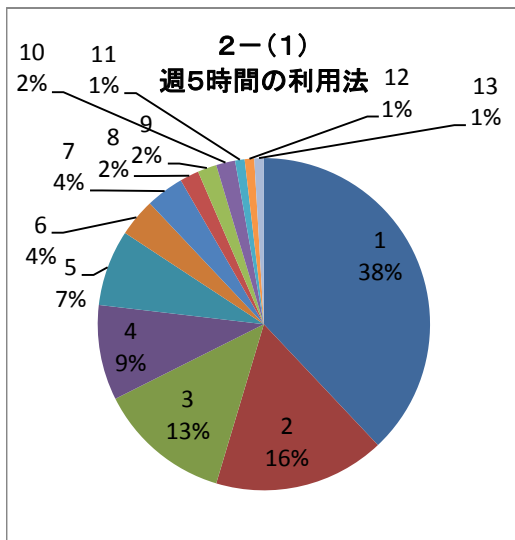
・司書教諭は5時間の活用時間の利用方法として、実際に学校図書館を活用した授業を展開している例が多数見受けられた。学校司書との打ち合わせも活発に行っている教員が多く、授業以外でも読書活動の推進に携わって活動している回答が多い。一方、時間割の関係で、他の教員との打ち合わせや、TT授業が成立しにくいと挙げている例も多い。

・授業の効果としては学校司書、司書教諭とも、調べ学習の基本を習得することで、児童が主体的に学ぼうとする意欲を持ち、積極的な学校図書館活用がはかられ、読書の幅が広がり、学習に生かされていると認識している。教科書だけでは得られない知識や教養につながる効果を挙げた教員も多い。特に学校司書にとって、児童にかかわることで信頼関係が増し、児童との対応にもよい効果がみられ、自身の選書に対する力にもつながったという意見があった。

・活発な授業利用を展開する中で、同時期に複数の学校が同じ教材を利用するので、必要なときに十分な冊数をそろえる困難さや、郷土資料や新しい話題・出来事を児童向けにまとめた資料が少なく十分な資料提供が出来ないという悩みも目立った。

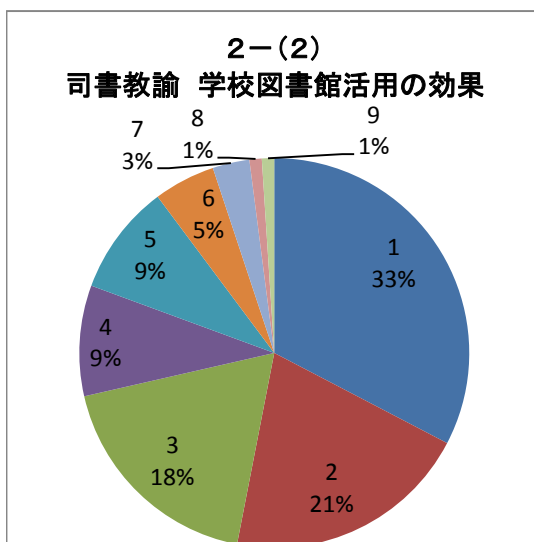
・教職員側の問題として、学年や教員により学校図書館活用に差があること、教員や学校司書の更なるスキルアップが必要なことなども課題である。

2 自由記述【中学校】



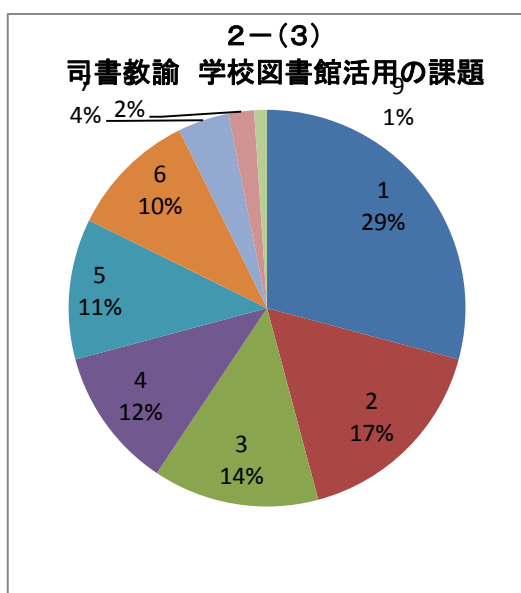
2-（1）司書教諭に問う：週5時間の利用法

	回答数
1 司書との打ち合わせ・相談	41
2 行事計画、立案、授業準備	18
3 学校図書館資料の選定確認	14
4 図書委員会活動の準備	10
5 環境整備	8
6 学校図書館利用の確認	4
7 学校図書館以外のその他の業務	4
8 NIE活動	2
9 資料以外の情報収集	2
10 図書だよりの作成	2
11 特別支援学級の学校図書館指導	1
12 授業数は他の教員と変わらない	1
13 活動する時間がとれない	1



2-（2）司書教諭に問う：学校図書館活用の効果

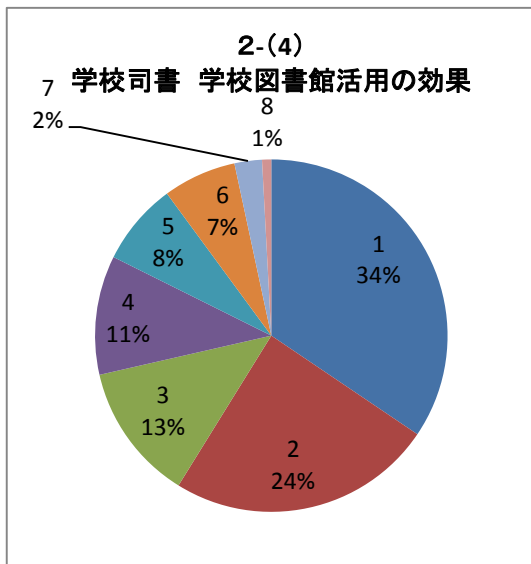
	回答数
1 資料の収集力・活用力の向上	32
2 学ぶ意欲の育成、向上	20
3 興味関心がわく	18
4 学習内容の定着、向上	9
5 読書活動の広がり	9
6 来館増につながる	5
7 生涯学習の礎	3
8 著作権の学習	1
9 効果の実感がない	1



2-（3）司書教諭に問う：学校図書館活用の課題

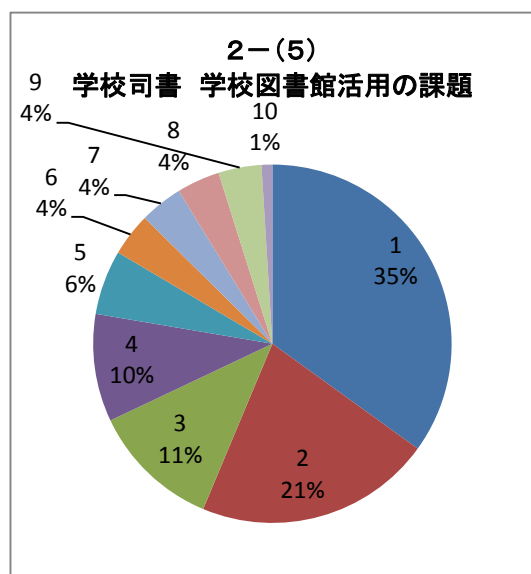
	回答数
1 教科間での利用のばらつき	28
2 他教科への授業活用の提案が出来ていない	16
3 学校図書館が授業の場所として整備不足（狭い、古い、黒板や机がない）	13
4 打ち合わせ時間の確保	11
5 資料の種類・量がすくない	11
6 調べ学習は時間がかかる	10
7 ICT教育との連動	4
8 具体的な指導計画の作成がされていない	2
9 公共図書館や他の学校図書館との連携不足	1

2 自由記述【中学校】



2-(4)学校司書に問う:学校図書館活用の効果

	回答数
1 情報の収集活用が出来るようになる	41
2 生徒の興味関心を広げる	29
3 本に触れる機会が増す	15
4 主体的に学ぶ意欲の醸成	13
5 学校司書の資料収集のスキルアップ	9
6 学校司書と生徒の信頼関係が増す	8
7 情報リテラシーの育成	3
8 効果を感じられるほど浸透していない	1



2-(5)学校司書に問う:学校図書館活用の課題

	回答数
1 資料収集の困難さ(資料数、種類、複数資料・時間的余裕)	36
2 教員の意識の差がある	22
3 情報発信の不足	12
4 打ち合わせ等、時間的余裕がない	10
5 授業活用の方法が分からない(教員から提案がない、教科書がない)	6
6 図書館を取り巻く環境(不足)狭さ、移動の不便さ等	4
7 年間計画がない	4
8 教員・生徒のニーズをつかむ難しさ	4
9 学校司書の雇用環境(学校司書の仕事内容の理解不足も含む)	4
10 学校司書が不在	1

【分析】

・司書教諭は、週5時間の活動時間を、学校司書との打ち合わせ、学校図書館に関連した行事の計画立案・準備、授業準備などにあてている。

・学校図書館を活用した授業については、学校司書・司書教諭ともに学校図書館を活用する教育が生徒にとって重要なものであると考えている。また、生徒の情報活用力がつき幅広い効果が得られることも認識している。一方で、図書館施設や資料の充実といったハード面の充実に望む声や、教科間での利用のばらつき、非常勤職員である学校司書と時間調整が難しいなど、学校の工夫だけでは解消できない教員側の問題がとりあげられた。

・全体に学校図書館活用の意義は認識していても、カリキュラムを進めていく上で時間調整の困難さや教職員間での図書館教育の情報共有の少なさ、適切な時期に必要な資料を提示していく難しさを課題と考えている。また、学校司書や司書教諭自身が他教科の教員に提案していくための十分なスキルを身につける必要性を考えていることが分かる。

・司書教諭の認識として、充分とはいえないまでも、学校図書館は比較的活用されているという回答がみられたが、学校司書はもっと多くの活用方法があると回答し、教員との事前準備が必要だと考えている。授業者としての教員とそれを支援する学校司書の学校図書館活用に対する意識の違いが見られた。

鳥取県と国の学校図書館等に関する動き

年 度	鳥取県内の動き			県、自治体の動き	国の動き
	司書教諭の動き	学校司書の動き	県立図書館の連携の動き		
平成5年					学校図書館図書標準設定(3月) 学校図書館図書整備計画
平成9年				「朝の一斉読書」の普及推進	
平成12年				小中学校学校図書館専任職員の配置働きかけ	子ども読書年 「国際子ども図書館」開館(5月)
平成13年	県立高校司書教諭8校配置(4月)			南部町でブックスタート開始 豊かな心を育む読書活動推進フォーラムの開催 「心のふれあう感動の図書館」推進事業(3ヶ年間)知事部局主催	子どもの読書活動推進に関する法律を公布・施行(12月)
平成14年		高等学校の学校司書配置スタート(7月)		全県立高校へ図書館管理システムの導入(～平成18年度完了)	子どもの読書活動推進に関する基本的な計画策定(8月)
平成15年	全公立学校へ司書教諭配置		巡回相談開始(県立高校8、私立高校2) 宅配便による資料提供開始・セット図書貸出	学校図書館の手引書配布 「自ら学ぶ意欲と生きる力を育む学校図書館」～学校図書館の活用と司書教諭の役割～(3月)	
平成16年			全高校へ宅配便による資料提供開始	鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第1次計画策定(3月)	
平成17年	専任司書教諭の配置(18学級以上の小学校2校をモデル校に1年ずつ2ヵ年のみ) 県立高校司書教諭全校配置				「文字・活字文化振興法」施行(7月)
平成18年	小中学校司書教諭全校配置完了	県立高校学校司書全校配置完了 県立学校司書の副主幹配置(県立図書館と兼務)(東・中・西部地区に各1名)	鳥取県立図書館の目指す図書館像」策定 ・学校図書館司書研修会(年2回)開始		
平成20年			特別支援学校への巡回相談開始		小中学校学習指導要領の改訂 幼稚園教育要領の改訂(3月)
平成21年				「鳥取県教育振興基本計画」策定 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第2次計画策定(3月) 県内の自治体のブックスタート実施率100%を達成	高校、特別支援学校学習指導要領の改訂 保育所保育指針を改定(4月)
平成22年					国民読書年
平成23年			巡回相談から訪問相談に変更し、随時何度でも訪問可能		
平成24年		学校司書兼副主幹の名称が係長に変更		平成24年度幼児教育調査結果公表(12月)	
平成25年		西部・東部に県立学校司書係長を1名増員(計5名) 全県立特別支援学校で「司書」の名称に統一	「鳥取県立図書館の目指す図書館像」改定(3月)	鳥取県幼児教育振興プログラム(改訂版)策定(3月)	学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議(文部科学省設置8月)
平成26年		各地区5名司書主任の配置(4月)(県立図書館係長と兼務)	学校図書館支援員兼指導主事2名を配置(4月) 高校間の相互貸借開始	「鳥取県教育振興基本計画」改訂(3月) 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第3次計画策定(3月)	これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(文部科学省報告)(3月)
平成27年			学校図書館支援センターを設置(4月) 学校図書館活用教育推進ビジョンの策定・ハンドブックの作成	鳥取県ICT活用教育推進ビジョン策定(3月) 日吉津村図書館が新館オープンし、県内の自治体の図書館設置率100%を達成	改正学校図書館法施行(学校司書配置及び研修の努力義務を明記)(4月)

子ども読書活動推進計画の策定状況

平成27年11月1日確認

	第一次計画	第二次計画	第三次計画
鳥取県	平成16年3月策定	平成21年3月策定	平成26年3月策定
鳥取市	平成19年3月策定	平成23年3月策定	平成28年度～平成32年度中に策定予定
米子市	平成18年3月策定	平成24年6月策定	
倉吉市	平成17年10月策定		
境港市	平成17年6月策定		
岩美町	平成24年7月策定		
八頭町	平成26年3月策定		
若桜町			
智頭町	平成25年3月策定		
湯梨浜町			
三朝町	平成18年3月策定	平成23年3月策定	
北栄町			
琴浦町	平成23年3月策定	平成27年度中に策定予定	
南部町	平成17年10月策定	平成22年9月策定	平成27年度中に策定
大山町	平成18年12月策定	平成24年3月策定	
伯耆町			
日南町	平成19年2月策定		
日野町	平成22年4月策定	平成27年度中に策定予定	
江府町			
日吉津村			

鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 検討委員会は、就学前から小、中、高等学校一貫した見通しを持った鳥取県の目指す学校図書館活用教育のあり方に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県の目指す学校図書館活用教育ビジョン策定に関する事項
- (2) とっとり学校図書館活用教育ハンドブック作成に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員13人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成27年5月20日から平成28年2月29日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、鳥取県立図書館長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、鳥取県立図書館において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行し、目的を達成した時点でその効力を失う。

鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会委員名簿

分 野	氏 名	所 属・職 名
県教育委員会	小椋 博幸	鳥取県教育委員会 教育次長
学校長	民木 寛子	鳥取市立津ノ井小学校 校長
	本池 弘昭	米子市立福生中学校 校長
	河田 透	鳥取県立鳥取西高等学校 校長
司書教諭	西村 教子	鳥取市立世紀小学校 教諭
	三津國佳子	湯梨浜町立東郷中学校 司書教諭
	澤田稚佐登	鳥取県立境港総合技術高等学校 司書教諭
	児島 陽子	鳥取大学附属特別支援学校 司書教諭
学校司書	森下 英子	智頭町立智頭小学校 学校司書
	津村 玲子	鳥取市立中ノ郷中学校 学校図書館司書
	春日利津子	鳥取県立青谷高等学校 司書主任
市町村教育委員会	下前 博司	伯耆町教育委員会生涯学習室 参事兼社会教育主事 指導主事
	西村 健吾	米子市教育委員会 主幹兼指導主事

アドバイザー

分 野	氏 名	所 属・職 名
学識経験者 アドバイザー	堀川 照代	青山学院女子短期大学 教授 (文部科学省学校図書館担当職員の役割及びその資質に関する調査研究協力者会議座長)

事務局

小中学校課	牧田 悟	鳥取県教育委員会小中学校課 指導主事
小中学校課	大高美穂子	鳥取県教育委員会小中学校課 指導主事兼係長
高等学校課	中原裕美子	鳥取県教育委員会高等学校課 指導主事
特別支援教育課	野口 昭紀	鳥取県教育委員会特別支援教育課 指導主事
鳥取県立図書館	福本 慎一	鳥取県立図書館長
鳥取県立図書館	小林 隆志	鳥取県立図書館 支援協力課長
鳥取県立図書館	三好 明美	鳥取県立図書館 学校図書館支援員（係長）兼高等学校課指導主事
鳥取県立図書館	北田 明美	鳥取県立図書館 学校図書館支援員（係長）兼小中学校課指導主事

鳥取県学校図書館活用教育あり方検討委員会の概要

第1回委員会

【日 時】平成27年5月25日(火)午後3時～5時

【場 所】鳥取県立図書館小研修室

【出席状況】民木委員欠席

【主な議題・意見】

- ① 現在の学校図書館活用教育をめぐる概況について
- ② 学校図書館利用実態調査（案）について
→全小中学校で実施するのか。初の調査であり、学校図書館の授業利用回数をカウントしていない学校や異動の際などに授業記録等が適切に引き継がれていない場合もあるのでは。
【事務局】全小中学校で実施を予定。
「わからない」という回答も含めての実態調査と考えている。
→数字だけでなく、どのようなTTが行われているかを調べる必要がある。また、TTについて学校現場が混乱しないよう調査の趣旨の説明が必要。
- ③ その他 堀川アドバイザーから学校図書館活用に関する全国的な課題とビジョン・ハンドブックを作成する意義について助言があった。

第2回委員会

【日 時】平成27年8月5日(水)午後2時～4時

【場 所】鳥取県立図書館小研修室

【出席状況】本池委員、西村委員欠席

【主な議題・意見】

- ① 学校図書館利用実態調査の結果について
→年間指導計画を策定していない学校が散見される。
→小学校では、司書教諭・学校司書の授業参画が進んでいる。
- ② 「鳥取県学校図書館活用教育推進ビジョン」の素案について
→身に付けたい図書館活用能力のイメージがわかりにくい。螺旋状のようなものか。
→次期の学習指導要領につながるものが望ましい。
【事務局】必要に応じ適宜検証し見直す仕組みとしたい。
→障害者差別解消法が来年4月から施行される。「障がいのある子ども」というとらえ方より「学校図書館利用に障がいがある子ども」ととらえたほうがより良い。
→非常勤職員の学校司書が研修する機会を保证するような内容を取り入れてほしい。
→市町村教育委員会の中に学校図書館支援センターを置くスタイルが理想的かもしれない。
【事務局】具体的な施策については今後、教育振興基本計画や大綱の中に指標を設定し取り組むことになるのではないかと考えている。
- ③ ハンドブックの構成について
- ④ ハンドブックの実践事例の集め方について
→実践事例として、教科の支援につながるような事例がどこまで集められるかが課題。
→特別支援学校の事例を集めるのは難しい。特別支援に関する情報に司書教諭が深くかわっていくということが重要であり、そういう内容も入れてほしい。

第3回委員会

【日 時】平成27年11月2日(月)午後2時～4時

【場 所】鳥取県立図書館小研修室

【出席状況】河田委員、民木委員、小椋委員及び堀川アドバイザー欠席

【主な議題・意見】

① ハンドブック案について

→実践事例については類似のテーマで重なってしまうことがあるので、事前のすり合わせが必要。

→市販のハンドブックとの差別化を図るために、狙いを明確にした何らかの選択の基準が必要。

→学校司書と司書教諭との協働している事例、協働しやすい事例などに絞ってはどうか。

② ビジョンについて

→育てたい子ども像の中で「主体的」「協働的」という言葉が使われるが、主体的というニュアンスのものが多くみられる。もっと協働的に関わる表現を入れてはどうか。

→「心の居場所」という方向性の位置づけとして「人と情報を結ぶ」という項目になじまないのでは。

→イメージ図の表現を、「つなげる」、「ひろげる」、「そだてる」にしてはどうか。

第4回委員会

【日 時】平成28年1月22日(金)午後2時～4時

【場 所】鳥取県立図書館小研修室

【出席状況】民木委員、西村委員欠席

【主な議題・意見】

① ビジョン作成に関わるパブリックコメントの実施結果について（報告）

→非常に多くの意見をいただき、関心を持って見ていただいていることがよく分かった。

→学校司書の多くは非常勤や臨時職員であり、場合によっては研修の参加も認められない場合がある。雇用環境改善につながる内容を反映させて欲しい。

② 「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」（案）について

→県と市町村との関係の中で、どういう表現するかは難しい問題だが、このビジョンが今後の取組の後押しとなるやや強い表現は使えないか。

→学校図書館関係者の研修も重要だが、その他の教職員の研修も重要である。

③ 鳥取県学校図書館活用教育ハンドブック（案）について

→学校図書館を評価するチェックリストの活用法について十分検討して欲しい。

→就学前の絵本との出会いということは大切なことだと思うが、各市町村が行っているブックスタート等の取り組みについて記載してはどうか。

→司書教諭と学校司書の役割分担については、実態に即していいと思う。役割分担の有無については、その根拠について記載して欲しい。

→県立図書館をはじめとする公共図書館が学校図書館に対して実施しているサービスを掲載してはどうか。

④ その他 学校司書の法制化と司書教諭の役割等について、堀川アドバイザーより助言。

学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正：平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 （昭和41年6月30日法律第98号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日法律第9号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成15年7月16日法律第117号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成18年6月21日法律第80号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成26年6月27日法律第93号）

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成27年6月24日法律第46号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校図書館図書標準

(平成5年度 文部科学省)

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

【例】

小学校で18学級の場合…………… 10,360冊

中学校で15学級の場合…………… 10,720冊

ウ 特別支援学校(小学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校(中学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

(特別支援学校については、平成19年4月文部科学省初等教育局通知1272号による)

※ 小学部・中学部において視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする(端数があるときは四捨五入)。

(1) 幼稚園教育要領・保育所保育指針と図書活用教育の関連

幼稚園教育要領	保育所保育指針
言葉 <u>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</u> 1 ねらい (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) <u>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。</u> 2 内容 (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。 (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 (9) <u>絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。</u> (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。 (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとき、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。 (3) <u>絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。</u> (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。 表現 <u>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</u> 1 ねらい (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 2 内容 (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。 3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。 (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。	エ言葉 <u>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</u> ねらい (ア) ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③ <u>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。</u> 内容 (イ) ① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ② 保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ③ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。 ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。 ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。 ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ⑪ <u>絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。</u> ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 オ表現 <u>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</u> ねらい (ア) ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 内容 (イ) ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ② 保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。 ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。 ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

(2) 小学校学習指導要領と図書館活用教育の関連

	全学年		
総則	第1 教育課程編成の一般方針 1 (前略) 学校のエデュケーションを進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、<u>児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。</u>		
	第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、<u>言語に</u>対する関心や理解を深め、<u>言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。</u> (2) 各教科等の指導に当たっては、<u>体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。</u> (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。 (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。		
国語	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
	1 目標 (3) <u>書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、楽しんで読書しようとする態度を育てる。</u> 2 内容 C 読むこと (1) 読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。 ア 語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。 イ 時間的な順序や事柄の順序など考えながら内容の大体を読むこと。 ウ 場面の様子について、登場人物の行動を中心に想像を広げながら読むこと。 エ 文章の中の大事な言葉や文を書き抜くこと。 オ 文章の内容と自分の経験とを結び付けて、<u>自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと。</u> カ <u>楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような<u>言語活動</u>を通して指導するものとする。 ア 本や文章を楽しんだり、想像を広げたりしながら読むこと。 イ 物語の読み聞かせを聞いたり、物語を演じたりすること。 ウ 事物の仕組みなどについて説明した本や文章を読むこと。 エ 物語や、科学的なことについて書いた本や文章を読んで、感想を書くこと。 オ <u>読んだ本について、好きなところを紹介すること。</u> 【伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項】 (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。 ア 伝統的な言語文化に関する事項 (7) <u>昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること。</u>	1 目標 (3) 目的に応じ、内容の中心をとらえたり段落相互の関係を考えたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、幅広く読書しようとする態度を育てる。 2 内容 B 書くこと (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような<u>言語活動</u>を通して指導するものとする。 イ 疑問に思ったことを調べて、報告する文章を書いたり、学級新聞などに表したりすること。 ウ 収集した資料を効果的に使い、説明する文章などを書くこと。 C 読むこと (1) 読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。 ア 内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読すること。 イ 目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係を事実と意見との関係を考え、文章を読むこと。 ウ 場面の移り変わりに注意しながら、登場人物の性格や気持ちの変化、情景などについて、叙述を基に想像して読むこと。 エ 目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。 オ 文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと。 カ 目的に応じて、いろいろな本や文章を選んで読むこと。 (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような<u>言語活動</u>を通して指導するものとする。 ア 物語や詩を読み、感想を述べ合うこと。 イ 記録や報告の文章、図鑑や事典などを読んで利用すること。 ウ 記録や報告の文章を読んでまとめたものを読み合うこと。 エ 紹介したい本を取り上げて説明すること。 オ <u>必要な情報を得るために、読んだ内容に関連した他の本や文章などを読むこと。</u>	1 目標 (3) 目的に応じ、内容や要旨をとらえながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。 2 内容 C 読むこと (1) 読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。 ア 自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読をすること。 イ 目的に応じて、本や文章を比べて読むなど効果的な読み方を工夫すること。 ウ 目的に応じて、文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえたり、事実と感想、意見などとの関係を押さえ、自分の考えを明確にしながらかんたうすること。 エ 登場人物の相互関係や心情、場面についての描写をとらえ、優れた叙述について自分の考えをまとめること。 オ 本や文章を読んで考えたことを発表し合い、自分の考えを広げたり深めたりすること。 カ 目的に応じて、複数の本や文章などを選んで比べて読むこと。 (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような<u>言語活動</u>を通して指導するものとする。 ア 伝記を読み、自分の生き方について考えること。 イ 自分の課題を解決するために、意見を述べた文章や解説の文章などを利用すること。 ウ 編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと。 エ 本を読んで推薦の文章を書くこと。
	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び「【伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項】」に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるよう工夫すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。 (5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、<u>読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。</u>学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 教材は、話すこと・聞くことの能力、書くことの能力及び読むことの能力などを偏りなく養うことと<u>読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。</u>また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。 (2) 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。 ア 国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。 イ 伝え合う力、思考力や想像力及び言語感覚を養うのに役立つこと。 ウ 公正かつ適切に判断する能力や態度を育てるのに役立つこと。 エ 科学的、論理的な見方や考え方をする態度を育て、視野を広げるのに役立つこと。 オ 生活を明るくし、強く正しく生きる意志を育てるのに役立つこと。 カ 生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。 キ 自然を愛し、美しいものに感動する心を育てるのに役立つこと。 ク 我が国の伝統と文化に対する理解と愛情を育てるのに役立つこと。 ケ 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家、社会の発展を願う態度を育てるのに役立つこと。 コ 世界の風土や文化などを理解し、国際協調の精神を養うのに役立つこと。 (3) 第2の各学年の内容の「C読むこと」の教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。		

社会	第3学年及び第4学年		第5学年	第6学年
	1 目標 (3) 地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。		1目標 (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。	1目標 (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。
	2内容 (3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。 (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。 (6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする。 ア 県(都、道、府)内における自分たちの市(区、町、村)及び我が国における自分たちの県(都、道、府)の地理的位置、47都道府県の名称と位置イ 県(都、道、府)全体の地形や主な産業の概要、交通網の様子や主な都市の位置ウ 県(都、道、府)内の特色ある地域の人々の生活エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかわり		2内容 (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。 (2) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかわりをもっていることを考えるようにする。 (3) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。 (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり	2内容 (1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。 (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基いていることを考えるようにする。 (3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。 内容の取扱い (3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 アアについては、我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際、それらの中から児童が一国を選択して調べるよう配慮し、様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。 ウイの「国際連合の働き」については、網羅的、抽象的な扱いにならないよう、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。
	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるように工夫して指導すること。			
理科	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
			1 目標 (2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。	
	2内容 B 生命・地球 (1) 昆虫と植物 身近な昆虫や植物を探したり育てたりして、成長の過程や体のつくりを調べ、それらの成長のきまりや体のつくりについての考えをもつことができるようにする。 (2) 身近な自然の観察 身の回りの生物の様子を調べ、生物とその周辺の環境との関係についての考えをもつことができるようにする。 ア 生物は、色、形、大きさなどの姿が違ふこと。	2 内容 B 生命・地球 (2) 季節と生物 身近な動物や植物を探したり育てたりして、季節ごとの動物の活動や植物の成長を調べ、それらの活動や成長と環境とのかかわりについての考えをもつことができるようにする。 (3) 天気の様子 1日の気温の変化や水が蒸発する様子などを観察し、天気や気温の変化、水と水蒸気との関係を調べ、天気の様子や自然界の水の変化についての考えをもつことができるようにする。	2内容 B 生命・地球 (2) 動物の誕生 魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりして、卵の変化の様子や水中の小さな生物を調べ、動物の発生や成長についての考えをもつことができるようにする。 (3) 流水の働き 地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。 (4) 天気の変化 1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。 ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。 イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。	2内容 B 生命・地球 (1) 人の体のつくりと働き 人や他の動物を観察したり資料を活用したりして、呼吸、消化、排出及び循環の働きを調べ、人や他の動物の体のつくりと働きについての考えをもつことができるようにする。 ア 体内に酸素が取り入れられ、体外に二酸化炭素などが出されていること。 (2) 植物の養分と水の通り道 植物を観察し、植物の体内の水などの行方や葉で養分をつくる働きを調べ、植物の体のつくりと働きについての考えをもつことができるようにする。 (3) 生物と環境 動物や植物の生活を観察したり、資料を活用したりして調べ、生物と環境とのかかわりについての考えをもつことができるようにする。 (2) 動物や植物の生活を観察し、生物の養分のとり方を調べ、生物と環境とのかかわりについての考えをもつようにする。 C 地球と宇宙 (1) 土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつようにする。
	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 第2の各学年の内容を通じて観察、実験や自然体験、科学的な体験を充実させることによって、科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するよう配慮すること。 (2) 観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。			

体 育	第3学年から第6学年		
	第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (7) 保健の指導に当たっては、積極的に実習などを取り入れたり、課題を解決したりしていきような学習を行うなど指導方法の工夫を行うこと。		
道 徳	全学年		
	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性な等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。		
外 国 語	第5学年及び第6学年		
	第1 目標 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。		
総 合 的 な 学 習 の 時 間	第3学年から第6学年		
	第1 目標 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。		
学 級 活 動	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、 <u>学習方法に関すること</u> 、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。 (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。 (7) 国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。 (8) 情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。		
	第1学年及び第2学年 学級を単位として、仲良く助け合い学級生活を楽しむとともに、日常生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。	第3学年及び第4学年 学級を単位として、協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに、日常生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと	第5学年及び第6学年 学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに、日常生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。
	(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 オ 学校図書館の利用		

(3) 中学校の学習指導要領と学校図書館活用教育の関連

	第一学年	第二学年	第三学年
総則	第1 教育課程編成の一般方針 1 (前略) 学校のエ育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、<u>生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。</u>		
	第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する とともに、<u>言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。</u> (10) 各教科等の指導に当たっては、<u>生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器 などの教材・教具の適切な活用を図ること。</u> (11) <u>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</u> (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、<u>地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</u>		
国語	1 目 標 (3) <u>目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読み、内容や要旨を的確にとらえる能力を身に付けさせるとともに、読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。</u> 2 内 容 C 読むこと (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。 ア <u>文脈の中における語句の意味を的確にとらえ、理解すること。</u> イ <u>文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などを読み分け、目的や必要に応じて要約したり要旨をとらえたりすること。</u> ウ <u>場面の展開や登場人物などの描写に注意して読み、内容の理解に役立てること。</u> エ <u>文章の構成や展開、表現の特徴について、自分の考えをもつこと。</u> オ <u>文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分のものの見方や考え方を広げること。</u> カ <u>本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取ること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ア <u>様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること。</u> イ <u>文章と図表などとの関連を考えながら、説明や記録の文章を読むこと。</u> ウ <u>課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。</u>	1 目 標 (3) <u>目的や意図に応じ、文章の内容や表現の仕方に注意して読む能力、広い範囲から情報を集め効果的に活用する能力を身に付けさせるとともに、読書を生活に役立てようとする態度を育てる。</u> 2 内 容 C 読むこと (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。 ア <u>抽象的な概念を表す語句や心情を表す語句などに注意して読むこと。</u> イ <u>文章全体と部分との関係、例示や描写の効果、登場人物の言動の意味などを考え、内容の理解に役立てること。</u> ウ <u>文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをまとめること。</u> エ <u>文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつこと。</u> オ <u>多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ア <u>詩歌や物語などを読み、内容や表現の仕方について感想を交流すること。</u> イ <u>説明や評論などの文章を読み、内容や表現の仕方について自分の考えを述べること。</u> ウ <u>新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。</u>	1 目 標 (3) <u>目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。</u> 2 内 容 C 読むこと (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。 ア <u>文脈の中における語句の効果的な使い方など、表現上の工夫に注意して読むこと。</u> イ <u>文章の論理の展開の仕方、場面や登場人物の設定の仕方をとらえ、内容の理解に役立てること。</u> ウ <u>文章を読み比べるなどして、構成や展開、表現の仕方について評価すること。</u> エ <u>文章を読んで、人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと。</u> オ <u>目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ア <u>物語や小説などを読んで批評すること。</u> イ <u>論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと。</u> ウ <u>自分の読書生活を振り返り、本の選び方や読み方について考えること。</u>

国語 指導計画の作成と内容の取り扱い。	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、<u>学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること</u>。また、<u>生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること</u>。 (5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、<u>様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにすること</u>。		
国語 教材については次の事項に留意するものとする。	3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 教材は、<u>話すこと・聞くこと的能力、書くこと的能力、読むこと的能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること</u>。また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。 (2) 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。 ア 国語に対する認識を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。 イ <u>伝え合う力、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと</u>。 ウ <u>公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと</u>。 エ <u>科学的、論理的な見方や考え方を養い、視野を広げるのに役立つこと</u>。 オ <u>人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと</u>。 カ <u>人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと</u>。 キ <u>我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと</u>。 ク <u>広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を養うのに役立つこと</u>。 (3) 第2の各学年の内容の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。 (4) 我が国の言語文化に親しむことができるよう、近代以降の代表的な作家の作品を、いずれかの学年で取り上げること。 (5) 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げること。		
社会	地理的分野	歴史的分野	公民的分野
	2 内 容 (1) 世界の様々な地域 ア 世界の地域構成 <u>地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。</u> (2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成 <u>地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。</u> 3 内容の取扱い (3) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 エ については、<u>様々な資料を的確に読み取り、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること</u>。また、<u>自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること</u>。	〔歴史的分野〕 1 目 標 (4) <u>身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 イ <u>歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること</u>。	〔公民的分野〕 1 目 標 (4) <u>現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ウ <u>分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと</u>。また、考えさせる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。
社会 指導計画の作成と内容の取り扱い。	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。また、生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして、適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすること。 2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、<u>地図や年表を読みかつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする</u>。また、<u>資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする</u>。その際、<u>情報モラルの指導にも配慮するものとする</u>。		
数学	第一学年	第二学年	第三学年
	1 目 標 (4) <u>目的に応じて資料を収集して整理し、その資料の傾向を読み取る能力を培う。</u>	2 内 容 D 資料の活用 (1) <u>不確定な事象についての観察や実験などの</u>	2 内 容 D 資料の活用 (1) <u>コンピュータを用いたりするなどし</u>

	2 内 容 D 資料の活用 (1) <u>目的に応じて資料を収集し、コンピュータを用いたりするなどして表やグラフに整理し、代表値や資料の散らばりに着目してその資料の傾向を読み取ることができるようにする。</u> ア ヒストグラムや代表値の必要性和意味を理解すること。 イ <u>ヒストグラムや代表値を用いて資料の傾向をとらえ説明すること。</u> 〔数学的活動〕 (1) 「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。 ア <u>既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだす活動</u> イ <u>日常生活で数学を利用する活動</u> ウ <u>数学的な表現を用いて、自分なりに伝え合う活動</u>	活動を通して、確率について理解し、それを用いて考察し表現することができるようにする。 ア 確率の必要性和意味を理解し、簡単な場合について確率を求めること。 イ <u>確率を用いて不確定な事象をとらえ説明すること。</u> 〔数学的活動〕 (1) 「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。 ア <u>既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだし、発展させる活動</u> イ <u>日常生活や社会で数学を利用する活動</u> ウ <u>数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動</u>	<u>て、母集団から標本を取り出し、標本の傾向を調べることで、母集団の傾向が読み取れることを理解できるようにする。</u> ア <u>標本調査の必要性和意味を理解すること。</u> イ <u>簡単な場合について標本調査を行い、母集団の傾向をとらえ説明すること。</u> 〔数学的活動〕 (1) 「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。 ア <u>既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだし、発展させる活動</u> イ <u>日常生活や社会で数学を利用する活動</u> ウ <u>数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動</u>
数学 指導計画の作成と内容の取扱い	3 数学的活動の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 数学的活動を楽しめるようにするとともに、数学を学習することの意義や数学の必要性などを実感する機会を設けること。 (2) 自ら課題を見いだし、解決するための構想を立て、実践し、その結果を評価・改善する機会を設けること。 (3) 数学的活動の過程を振り返り、レポートにまとめ発表することなどを通して、その成果を共有する機会を設けること。 4 課題学習とは、生徒の数学的活動への取組を促し思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした課題を解決する学習であり、この実施に当たっては各学年で指導計画に適切に位置付けるものとする。		
理科	第一分野	第二分野	
	1 目 標 (4) <u>物質やエネルギーに関する事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して科学技術の発展と人間生活のかかわりについて認識を深め、科学的に考える態度を養うとともに、自然を総合的に見るができるようにする。</u> 2 内 容 (1) 身近な物理現象 身近な事物・現象についての観察、実験を通して、光や音の規則性、力の性質について理解させるとともに、<u>これらの事物・現象を日常生活や社会と関連付けて科学的にみる見方や考え方を養う。</u> (5) 運動とエネルギー 物体の運動やエネルギーに関する観察、実験を通して、物体の運動の規則性やエネルギーの基礎について理解させるとともに、日常生活や社会と関連付けて運動とエネルギーの初歩的な見方や考え方を養う。	1 目 標 (4) <u>生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を育て、自然を総合的に見るができるようにする。</u> 2 内 容 (3) 動物の生活と生物の変遷 エ 生物の変遷と進化 (7) 生物の変遷と進化 現存の生物や化石の比較などを基に、現存の生物は過去の生物が変化して生じてきたものであることを体のつくりと関連付けてとらえること。 (4) 気象とその変化 ウ 日本の気象 (7) 日本の天気の特徴 天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。 (4) 大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。 (5) 生命の連続性 イ 遺伝の規則性と遺伝子 (7) 遺伝の規則性と遺伝子 交配実験の結果などに基づいて、親の形質が子に伝わるときの規則性を見いだすこと。 (6) 地球と宇宙 身近な天体の観察を通して、地球の運動について考察させるとともに、太陽や惑星の特徴及び月の運動と見え方を理解させ、太陽系や恒星など宇宙についての認識を深める。 (7) 自然と人間 自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。	

		ア 生物と環境 (イ) 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が 自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。 ウ 自然環境の保全と科学技術の利用
理科 内容の取り扱い	3 内容の取扱い	(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ アの(イ)については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、地球温暖化や外来種にも触れること。 ウ イの(7)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、<u>記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。</u>
理科 指導計画の作成と内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。	(2) 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見いだし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。 4 各分野の指導に当たっては、<u>観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用するよう配慮するものとする。</u>
音楽	第一学年	第二学年・第三学年
	2 内 容 B 鑑 賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。 イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。 ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。	2 内 容 B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。 イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること。 ウ 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること。
美術	第一学年	第二学年・第三学年
	1 目 標 (3) <u>自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、美術文化に対する関心を高め、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。</u> 2 内 容 B 鑑 賞 (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。 イ <u>身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること。</u>	1 目 標 (3) <u>自然の造形、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。</u> 2 内 容 B 鑑 賞 (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。 ウ <u>日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気付き、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通した国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。</u>
美術 指導計画の作成と内容の取扱い	2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。	(1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。 イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。 ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。 4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。
保健体育	〔保健分野〕	
	3 内容の取扱い (7) 内容の(4)のイについては、<u>食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。</u> (10) 保健分野の指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。	
技術・家庭	〔技術分野〕	
	2 内 容 D 情報に関する技術 (1) <u>情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。</u> ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。 イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。	

	ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。 エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。 (2) デジタル作品の設計・制作について、次の事項を指導する。 ア メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができること。 イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。 (3) プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。 ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。 イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。
技術・家庭 内容の取り扱い	(4) 内容の「D情報に関する技術」については、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)のAについては、情報のデジタル化の方法と情報の量についても扱うこと。 (1)のウについては、情報通信ネットワークにおける知的財産の保護の必要性についても扱うこと。 イ (2)については、使用するメディアに応じて、個人情報の保護の必要性についても扱うこと。
技術・家庭 指導計画の作成と内容の取扱い	4 各分野の指導については、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮するものとする。
外国語	第1 目標 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。 第2 各言語の目標及び内容等 英 語 2 内 容 (1) 言語活動 ウ 読むこと 主として次の事項について指導する。 (ウ) 物語のあらすじや説明文の大切な部分などを正確に読み取ること。 (オ) 話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること。 エ 書くこと 主として次の事項について指導する。 (ウ) 聞いたり読んだりしたことについてメモをとったり、感想、賛否やその理由を書いたりなどすること。
外国語 指導計画の作成と内容の取扱い	(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 カ <u>辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。</u> キ <u>生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。</u>また、ペアワーク、グループワークなどの学習形態を適宜工夫すること。
道 徳 指導計画の作成と内容の取扱い	3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
総合的な学習の時間	第1 目標 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、<u>学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</u>
総合的な学習の時間 指導計画の作成と内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、<u>学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。</u> 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする (2) <u>問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (6) <u>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</u>
特別活動	〔学級活動〕 1 目標 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 2 内 容 学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。 (3) 学業と進路 イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

（４）高等学校の学習指導要領と学校図書館活用教育の関連

総則 第1款 教育課程編成の一般方針	1 (前略) 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、<u>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。</u>その際、生徒の発達の段階を考慮して、<u>生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するように配慮しなければならない。</u>
第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 (1) 各教科・科目等の指導に当たっては、<u>生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。</u> (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、<u>生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</u> (11) <u>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</u>
第2章 各学科に共通する各教科 第1節 国語 第2款 各科目 第1 国語総合	2 内容 A 話すこと・聞くこと (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ <u>調査したことなどをまとめて報告や発表をしたり、内容や表現の仕方を吟味しながらそれらを聞いたりすること。</u> B 書くこと (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ <u>出典を明示して文章や図表などを引用し、説明や意見などを書くこと。</u> C 読むこと (1) 次の事項について指導する。 A <u>文章の内容や形態に応じた表現の特色に注意して読むこと。</u> イ <u>文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること。</u> ウ <u>文章に描かれた人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと。</u> エ <u>文章の構成や展開を確かめ、内容や表現の仕方について評価したり、書き手の意図をとらえたりすること。</u> オ <u>幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 A <u>文章を読んで脚本にしたり、古典を現代の物語に書き換えたりすること。</u> イ <u>文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて読み取り、取捨選択してまとめること。</u> ウ <u>現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合うこと。</u> エ <u>様々な文章を読み比べ、内容や表現の仕方について、感想を述べたり批評する文章を書いたりすること。</u> 3 内容の取扱い (4) 内容のCに関する指導については、次の事項に配慮するものとする。 ウ <u>自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うこと。</u> (6) 教材については、次の事項に留意するものとする。 A 教材は、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、などの能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、内容のA、B及びCのそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。 ウ 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。 (7) <u>言語文化に対する関心や理解を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。</u> (8) <u>日常の言葉遣いなど言語生活に関心をもち、伝え合う力を高めるのに役立つこと。</u> (9) <u>思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くのに役立つこと。</u> (10) <u>情報を活用して、公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。</u> (11) <u>科学的、論理的な見方や考え方を養い、視野を広げるのに役立つこと。</u> (12) <u>生活や人生について考えを深め、人間性を豊かにし、たくましく生きる意志を培うのに役立つこと。</u> (13) <u>人間、社会、自然などに広く目を向け、考えを深めるのに役立つこと。</u> (14) <u>我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。</u> (15) <u>広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を高めるのに役立つこと。</u>
第2 国語表現	2 内容 (1) 次の事項について指導する。 A <u>話題や題材に応じて情報を収集し、分析して、自分の考えをまとめたり深めたりすること。</u> オ <u>様々な表現についてその効果を吟味したり、書いた文章を互いに読み合って批評したりして、自分の表現や推敲に役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ウ <u>関心をもった事柄について調査したことを整理して、解説や論文などにまとめること。</u> オ <u>話題や題材などについて調べてまとめたことや考えたことを伝えるための資料を、図表や画像なども用いて編集すること。</u> 3 内容の取扱い (4) 教材は、<u>思考力や想像力を伸ばす学習活動に役立つもの、情報を活用して表現する学習活動に役立つもの、歴史的、国際的な視野から現代の国語を考える学習活動に役立つものを取り上げるようにする。</u>
第3 現代文A	1 目標 <u>近代以降の様々な文章を読むことによって、我が国の言語文化に対する理解を深め、生涯にわたって読書に親しみ、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育てる。</u> 2 内容 (1) 次の事項について指導する。 エ <u>近代以降の言語文化についての課題を設定し、様々な資料を読んで探究して、言語文化について理解を深めること。</u> (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ウ <u>図書館を利用して同じ作者や同じテーマの文章を読み比べ、それについて話し合ったり批評したりすること。</u> 3 内容の取扱い

	(1) <u>文章を読む楽しさを味わったり、近代以降の言語文化に触れることの意義を理解したりすることを重視し、読書への関心を高め、読書の習慣を付けるようにする。</u> (2) 教材については、次の事項に留意するものとする。 ア 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として適切に取り上げること。 イ 教材は、近代以降の様々な種類の文章とすること。また、必要に応じて実用的な文章、翻訳の文章、近代以降の文語文及び演劇や映画の作品などを用いることができること。
第4 現代文B	1 目 標 近代以降の様々な文章を的確に理解し、適切に表現する能力を高めるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を深め、進んで読書することによって、<u>国語の向上を図り人生を豊かにする態度を育てる。</u> 2 内 容 (1) 次の事項について指導する。 エ 目的や課題に応じて、収集した様々な情報を分析、整理して資料を作成し、自分の考えを効果的に表現すること。 (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ウ 伝えたい情報を表現するためのメディアとしての文字、音声、画像などの特色をとらえて、目的に応じた表現の仕方を考えたり創作的な活動を行ったりすること。 エ <u>文章を読んで関心をもった事柄などについて課題を設定し、様々な資料を調べ、その成果をまとめて発表したり報告書や論文集などに編集したりすること。</u> 3 内容の取扱い (2) <u>生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、文字・活字文化に対する理解が深まるようにする。</u>
第5 古典A	2 内 容 (1) 次の事項について指導する。 エ 伝統的な言語文化についての課題を設定し、様々な資料を読んで探究して、我が国の伝統と文化について理解を深めること。 (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 ウ <u>図書館を利用して古典などを読み比べ、そこに描かれた人物、情景、心情などについて、感じたことや考えたことを文章にまとめたり話し合ったりすること。</u> 3 内容の取扱い (3) 教材については、次の事項に留意するものとする。 ア 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として適切に取り上げること。
第6 古典B	2 内 容 (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 エ <u>古典を読んで関心をもった事柄などについて課題を設定し、様々な資料を調べ、その成果を発表したり文章にまとめたりすること。</u> 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) <u>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにすること。</u> (3) <u>音声言語や画像による教材、コンピュータや情報通信ネットワークなども適切に活用し、学習の効果を高めるようにすること。</u>
第2節 地理歴史 第2款 各 科 目 第1 世界史A	1 目 標 近現代史を中心とする世界の歴史を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、(後略) 2 内 容 (1) 世界史へのいざない ア 自然環境と歴史 歴史の舞台としての自然環境について、河川、海洋、草原、オアシス、森林などから適切な事例を取り上げ、地図や写真などを読み取る活動を通して、自然環境と人類の活動が相互に作用し合っていることに気付かせる。 (3) 地球社会と日本 オ 持続可能な社会への展望 現代世界の特徴や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。 3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 イ 年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。
第2 世界史B	1 目 標 世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、(後略) 2 内 容 (4) 諸地域世界の結合と変容 オ 資料からよみとく歴史の世界 <u>主題を設定し、その時代の資料を選択して、資料の内容をまとめたり、その意図やねらいを推測したり、資料への疑問を提起したりするなどの活動を通して、資料を多面的・多角的に考察し、よみとく技能を習得させる。</u> (5) 地球世界の到来 オ 資料を活用して探究する地球世界の課題地球世界の課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、資料を活用し表現する技能を習得させるとともに、これからの世界と日本の在り方や世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。 3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 イ 年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。 (3) 主題を設定して行う学習については、次の事項に配慮するものとする。 ウ 内容の(2)のエ、(3)のエ及び(4)のオについては、次の事項に留意すること。 (4) 内容の(2)のエ及び(3)のエについては、<u>年表や地図その他の資料を活用して説明するなどの活動を取り入れること。</u> (7) 内容の(4)のオについては、<u>文字資料に加えて、絵画、風刺画、写真などの図像資料を取り入れるよう工夫すること。</u>
第3 日本史A	1 目 標

	我が国の近現代の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付け、(後略) 3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 ウ 年表、地図その他の資料を一層活用させるとともに、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫すること。 (2) この科目の指導に当たっては、<u>客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする。</u>(後略) (3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(2)のウ及び(3)のウについては、資料を活用して歴史を考察したりその結果を表現したりする技能を高めること。<u>内容の(3)のウについては、この科目のまとめとして位置付けること。</u>
第4 日本史B	1 目 標 我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に考察させ、(後略) 2 内 容 (2) 中世の日本と東アジア ア 歴史の解釈 <u>歴史資料を含む諸資料を活用して、歴史的事象の推移や変化、相互の因果関係を考察するなどの活動を通して、歴史の展開における諸事象の意味や意義を解釈させる。</u> (6) 現代の日本と世界 ウ 歴史の論述 <u>社会と個人、世界の中の日本、地域社会の歴史と生活などについて、適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、考えを論述する活動を通して、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。</u> 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 ウ 年表、地図その他の資料を一層活用させるとともに、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫すること。 (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のア、(2)のア、(3)のア、(6)のウを通じて、資料を活用して歴史を考察したりその結果を表現したりする技能を段階的に高めていくこと。<u>様々な資料の特性に着目させ複数の資料の活用を図って、資料に対する批判的な見方を養うとともに、因果関係を考察させたり解釈の多様性に気付かせたりすること。</u> (3) 近現代史の指導に当たっては、<u>客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする。</u>(後略)
第5 地理A	2 内 容 (1) 現代世界の特色と諸課題の地理的考察 ア 地球儀や地図からとらえる現代世界 地球儀と世界地図との比較、様々な世界地図の読図などを通して、地理的技能を身に付けさせるとともに、方位や時差、日本の位置と領域、国家間の結び付きなどについてとらえさせる。 (2) 生活圏の諸課題の地理的考察 ア 日常生活と結び付いた地図 身の回りにある様々な地図の収集や地形図の読図、目的や用途に適した地図の作成などを通して、地理的技能を身に付けさせる。 3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 イ <u>地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、衛星画像や空中写真、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用するとともに、地図や統計などの地理情報の収集・分析には、情報通信ネットワークや地理情報システムなどの活用を工夫すること。</u> (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。 (イ) アについては、日常生活の中でみられる様々な地図を取り上げ、目的や用途に適した地図表現の工夫などについて理解させ、日常生活と結び付いた地図の役割とその有用性について認識させるよう工夫すること。
第6 地理B	2 内 容 (1) 様々な地図と地理的技能 地球儀や様々な地図の活用及び地域調査などの活動を通して、地図の有用性に気付かせるとともに、地理的技能を身に付けさせる。 ア 地理情報と地図 地球儀の活用、様々な時代や種類の世界地図の読図、地理情報の地図化などの活動を通して、各時代の人々の世界観をとらえさせるとともに、地図の有用性に気付かせ、現代世界の地理的事象をとらえる地理的技能を身に付けさせる。 イ 地図の活用と地域調査 直接的に調査できる地域を地図を活用して多面的・多角的に調査し、生活圏の地域的特色をとらえる地理的技能を身に付けさせる。 3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 イ 地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、衛星画像や空中写真、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、<u>教科用図書「地図」を十分に活用するとともに、地図や統計などの地理情報の収集・分析には、情報通信ネットワークや地理情報システムなどの活用を工夫すること</u> ウ 地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、討論したりするなどの活動を充実させること。 (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。 (イ) 地球儀や地図の活用、観察や調査、統計、画像、文献などの地理情報の収集、選択、処理、諸資料の地理情報化や地図化などの作業的、体験的な学習を取り入れるとともに、各項目を関連付けて地理的技能が身に付くよう工夫すること。 (イ) アについては、地理的認識を深める上で地図を活用することが大切であることを理解させるとともに、地図に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することができるよう工夫すること。
第3 款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、<u>地図や年表を読みかつ作成すること、各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物その他の資料を収集・選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたことなど様々な学習活動を取り入れること。また、生徒が資料を適切に活用し、諸事象を公正に判断することができるようにすること。</u>

	(2) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。
第3節 公民 第2款 各 科 目 第1 現代社会	3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 エ 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方、簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また、学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること。
第3 政治・経済	3 内容の取扱い (1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。 イ 1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。また、客観的な資料と関連させて政治や経済の諸課題を考察させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること。
第3款 各科目にわたる内容の取扱い	1 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。 (2) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。
第4節 数学 第2款 各 科 目 第1 数学I	2 内 容 〔課題学習〕 (1)、(2)、(3)及び(4)の内容又はそれらを相互に関連付けた内容を生活と関連付けたり発展させたりするなどして、生徒の関心や意欲を高める課題を設け、生徒の主体的な学習を促し、数学のよさを認識できるようにする。
第4 数学A	〔課題学習〕 (1)、(2)及び(3)の内容又はそれらを相互に関連付けた内容を生活と関連付けたり発展させたりするなどして、生徒の関心や意欲を高める課題を設け、生徒の主体的な学習を促し、数学のよさを認識できるようにする。
第6 数学活用	1 目 標 数学と人間とのかかわりや数学の社会的有用性についての認識を深めるとともに、事象を数理的に考察する能力を養い、数学を積極的に活用する態度を育てる。 2 内 容 (1) 数学と人間の活動 数学が人間の活動にかかわってつくられ発展してきたことやその方法を理解するとともに、<u>数学と文化とのかかわりについての認識を深める。</u> ア 社会生活と数学 社会生活などの場面で、事象を数学化し考察すること。 3 内容の取扱い (2) 内容の(1)のアについては、<u>数学における概念の形成や原理・法則の認識の過程と人間の活動や文化とのかかわりを中心として、数学史的な話題及びコンピュータを活用した問題の解決などを取り上げるものとする。</u> (3) 内容の(2)のAについては、<u>経済にかかわる話題なども取り上げるものとする。</u>
第5節 理科 第2款 各 科 目 第1 科学と人間生活	1 目 標 自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 エ 内容の(3)については、<u>内容の(2)の学習を踏まえ、課題を適宜設けて考察させ、報告書を作成させたり発表を行う機会を設けたりすること。その際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用を図ること。</u> (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 カ 内容の(3)については、(2)で学習した内容を踏まえ、<u>生徒の興味・関心等に応じて、自然や科学技術に関連した事例を課題として設定し考察させること。</u>
第2 物理基礎	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 「探究活動」においては、<u>各項目の学習活動と関連させながら観察、実験を行い、報告書を作成させたり発表を行う機会を設けたりすること。また、その特質に応じて、情報の収集、仮説の設定、実験の計画、実験による検証、実験データの分析・解釈、法則性の導出などの探究の方法を習得させるようにすること。その際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用を図ること。</u> (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 イ (前略) オの(7)については、<u>日常生活や社会で利用されている科学技術の具体的事例を取り上げること。</u>
第3 物理	2 内 容 (4) 原子 エ 原子に関する探究活動 原子に関する探究活動を行い、<u>学習内容の理解を深めるとともに、物理学的に探究する能力を高めること。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 エ (前略) ウの(7)については、<u>物理学の発展と科学技術の進展に対する興味を喚起するような成果を取り上げること。</u>
第4 化学基礎	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 「探究活動」においては、<u>各項目の学習活動と関連させながら観察、実験を行い、報告書を作成させたり発表を行う機会を設けたりすること。また、その特質に応じて、情報の収集、仮説の設定、実験の計画、実験による検証、実験データの分析・解釈などの探究の方法を習得させるようにすること。その際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用を図ること。</u>
第5 化学	3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 オ (前略) イの(7)については、<u>高分子化合物の用途を中心に扱うこと。その際、資源の再利用にも触れること。</u>
第6 生物基礎	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 「探究活動」においては、<u>各項目の学習活動と関連させながら観察、実験を行い、報告書を作成させたり発表を行う機会を設けたりすること。また、その特質に応じて、問題を見いだすための観察、仮説の設定、実験の計画、実験による検証、調査、実験データの分析・解釈などの探究の方法を習得させること。その際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用を図ること。</u>

第8 地学基礎	2 内 容 (2) 変動する地球 (前略) また、地球の環境と人間生活とのかかわりについて考察させる。 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 「探究活動」においては、各項目の学習活動と関連させながら観察、実験などを行い、報告書を作成させたり発表を行う機会を設けたりすること。また、その特質に応じて、情報の収集、仮説の設定、実験の計画、野外観察、調査、データの分析・解釈、推論などの探究の方法を習得させるようにすること。その際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用を図ること。
第10 理科課題研究	1 目 標 科学に関する課題を設定し、観察、実験などを通して研究を行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、創造性の基礎を培う。 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 各科目の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。
第6節 保健体育 第2款 各 科 目 第1 体育	第2 保健 3 内容の取扱い (8) 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第7節 芸術 第2款 各 科 目 第1 音楽Ⅰ	2 内 容 A 表現 表現に関して、次の事項を指導する。 (1) 歌唱 ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り、イメージをもって歌うこと。 3 内容の取扱い (8) 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるよう配慮するものとする。また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
第2 音楽Ⅱ	2 内 容 A 表現 表現に関して、次の事項を指導する。 (1) 歌唱 ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって歌うこと。
第4 美術Ⅰ	2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 イ 映像メディア表現の特質や表現の効果などを感じ取り、理解すること。 3 内容の取扱い (6) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
第5 美術Ⅱ	2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 ウ 時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違や共通性などを考察し、美術文化についての理解を一層深めること。
第7 工芸Ⅰ	3 内容の取扱い (5) 工芸に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
第8 工芸Ⅱ	2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 ウ 時代、民族、風土などによる表現の相違や共通性などを考察し、工芸の伝統と文化についての理解を一層深めること。
第10 書道Ⅰ	第10 書道Ⅰ 2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 ウ 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化について理解すること。 エ 漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること。 3 内容の取扱い (6) 書に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
第11 書道Ⅱ	2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 イ 書の美と時代、風土、筆者などとのかわり、その表現方法や形式等について理解を深めること。 ウ 日本及び中国等の書の歴史・文化と書の現代的意義について理解を深めること。
第12 書道Ⅲ	2 内 容 B 鑑賞 鑑賞に関して、次の事項を指導する。 イ 書論を講読し、書の理解と鑑賞の深化を図ること。
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。 (2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。
第8節 外国語 第2款 各 科 目 第2 コミュニケーション英語Ⅰ	2 内 容 (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。 イ 説明や物語などを読んで、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりする。また、聞き手に伝わるように音読する。 ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をしたりする。 エ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、簡潔に書く。 (2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。 イ 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら読んだり書いたりすること。
第3 コミュニケーション英語Ⅱ	2 内 容 (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。 イ 説明、評論、物語、随筆などについて、速読したり精読したりするなど目的に応じた読み方をする。また、聞き手に伝わるように音読や暗唱を行う。(2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。 イ 論点や根拠などを明確にするとともに、文章の構成や図表との関連などを考えながら読んだり書いたりすること。 ウ 未知の語の意味を推測したり背景となる知識を活用したりしながら聞いたり読んだりすること。
第5 英語表現Ⅰ	2 内 容 (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。 ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどをまとめ、発表する。 (2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。 エ 聞いたり読んだりした内容について、そこに示されている意見を他の意見と比較して共通点や相違点を整理したり、自分の考えをまとめたりすること。

	3 内容の取扱い <u>(2) 聞くこと及び読むこととも有機的に関連付けた活動を行うことにより、話すこと及び書くことの指導の効果を高めるよう工夫するものとする。</u>
第7 英語会話	2 内 容 (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。 ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどを場面や目的に応じて適切に伝える。 3 内容の取扱い (2) <u>読むこと及び書くこととも有機的に関連付けた活動を行うことにより、聞くこと及び話すことの指導の効果を高めるよう工夫するものとする。</u>
第3款 英語に関する各科目に共通する内容等	1 英語に関する各科目の2の(1)に示す言語活動を行うに当たっては、例えば、次に示すような言語の使用場面や言語の働きの中から、各科目の目標を達成するのにふさわしいものを適宜取り上げ、有機的に組み合わせて活用する。 [言語の使用場面の例] ｃ 多様な手段を通じて情報などを得る場面： ・ <u>本、新聞、雑誌などを読むこと</u> ・ <u>テレビや映画などを観(み)ること</u> ・ <u>情報通信ネットワークを活用し情報を得ることなど</u>
第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 辞書の活用の指導などを通じ、生涯にわたって、自ら外国語を学び、使おうとする積極的な態度を育てるようにすること。 (4) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを適宜指導に生かしたりすること。(後略)
第9節 家庭 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
第10節 情報 第1款 目 標	情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。
第2款 各 科 目 第1 社会と情報	1 目 標 <u>情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる。</u> 2 内 容 (1) 情報の活用と表現 ア 情報とメディアの特徴 情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用するために、情報の特徴とメディアの意味を理解させる。 (3) 情報社会の課題と情報モラル ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。 3 内容の取扱い (1) 内容の(1)については、情報の信頼性、信憑(びよう)性及び著作権などに配慮したコンテンツの作成を通して扱うこと。イについては、標準化や量子化を取り上げ、コンピュータの内部では情報がデジタル化されていることについて扱うこと。ウについては、実習を中心に扱い、生徒同士で相互評価させる活動を取り入れること。 (2) 内容の(2)のイについては、電子メールやウェブサイトなどを取り上げ、これらの信頼性、利便性についても扱うこと。ウについては、実習を中心に扱い、情報の信憑(びよう)性及び著作権などへの配慮について自己評価させる活動を取り入れること。 (3) 内容の(3)のアについては、望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用について生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動を取り入れること。イについては、情報セキュリティを確保するためには技術的対策と組織的対応とを適切に組み合わせることの重要性についても扱うこと。ウについては、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 中学校における情報教育の成果を踏まえ、情報科での学習が他の各教科・科目等の学習に役立つよう、他の各教科・科目等との連携を図ること。 (2) 各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>各科目の指導においては、内容の全体を通じて知的財産や個人情報の保護などの情報モラルの育成を図ること。</u>
第3章 主として専門学科において開設される各教科 第1節 農 業 第2款 各 科 目 第1 農業と環境	1 目 標 農業生物の育成と環境の保全についての体験的、探究的な学習を通して、農業及び環境に関する学習について興味・関心を高めるとともに、科学的思考力と課題解決能力を育成し、農業及び環境に関する基礎的な知識と技術を習得させ、農業の各分野で活用する能力と態度を育てる。
第2 課題研究	1 目 標 農業に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。
第4 農業情報処理	1 目 標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させ、<u>情報に関する知識と技術を習得させるとともに</u>、農業情報及び環境情報を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (1) 産業社会と情報 ア <u>情報とその活用</u> イ 農林業における情報の役割 (4) 農業情報及び環境情報の活用 ア 生産・加工・流通・経営のシステム イ 農業情報の活用 ウ 森林情報の活用 エ 環境情報の活用 (5) 農業学習と情報活用 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、<u>農業分野を中心に産業社会における情報の活用の具体的な事例を通して、情報の意義を理解させるとともに、農業の各分野における情報の役割について関心をもたせること。</u>

	イ 内容の(3)については、実習や産業現場の見学等を通して、<u>情報、情報機器、情報通信ネットワーク、ソフトウェアなどを活用する能力を育てること。なお、生徒の実態や学科の特色に応じて、内容の一部に重点を置くなどの工夫を加えること。</u> ウ 内容の(4)については、実習及び産業現場での見学や体験等を通して、情報の流れや情報システムが活用されている実際の状況を理解し、実践的な情報活用ができるようにすること。 エ 内容の(5)については、農業の各科目の学習や学校農業クラブ活動のプロジェクト学習を進める各段階において、情報及び情報技術を効果的に活用できるようにすること。また、課題の発見・解決に必要な創造的思考力や科学的判断力、コミュニケーション能力などの育成に配慮するとともに、情報機器や情報通信ネットワーク等を活用して学習の成果を整理・発信する能力や態度を育てること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、情報化の進展に伴う産業や生活の変化について扱うこと。イについては、農林業に係る情報の収集、処理及び活用の基礎的な内容を扱うこと。 イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。 ウ 内容の(3)については、目的に応じた情報機器やソフトウェアの選択、アプリケーションソフトウェアの使用法、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信並びに情報システムの活用について、一般的な内容と農業に関連する内容を扱うこと。情報システムによる問題解決の方法については、モデル化、シミュレーションなどの基礎的な内容を扱うこと。
第20 森林経営	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(3)及び(4)については、地域の実態や学科の特色に応じて、題材として適切な森林を選定すること。また、指導に当たっては、各種メディア教材や地球観測衛星などの情報を適切に活用すること。 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第2節 工業 第2款 各科目 第6 情報技術基礎	1 目標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報技術に関する知識と技術を習得させ、工業の各分野において情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内容 (1) 産業社会と情報技術 ア 情報化の進展と産業社会 イ 情報モラル ウ 情報のセキュリティ管理(6) 情報技術の活用 ア 情報の収集と活用 イ マルチメディアの活用 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響について、身近な事例を扱うこと。また、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルと情報のセキュリティ管理の方法を扱うこと。
第29 ソフトウェア技術	1 目標 コンピュータのソフトウェアに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。 2 内容 (1) ソフトウェアア ソフトウェアの体系 イ ソフトウェアパッケージ ウ ソフトウェアの管理システム (3) セキュリティ技術 ア 暗号化とアクセス管理 イ ネットワークセキュリティとリスク管理 ウ 情報に関する法規 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なオペレーティングシステム及びアプリケーションプログラムを選択し、実習や演習を通して具体的に理解させること。 イ 指導に当たっては、情報化の進展が及ぼす影響について技術者倫理の観点から扱い、情報モラルについて理解させること。
第30 コンピュータシステム技術	3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 エ 内容の(4)のイについては、文字、画像、音声をデジタル化する基本的な技術を扱うこと。 ウについては、マルチメディア情報の圧縮、復元の原理と方法及びデジタルデータの送受信に関する基礎的な内容を扱うこと。エについては、マルチメディアを活用した具体的な事例を通して、情報表現の特性を扱うこと。
第31 建築構造	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、建築現場の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。
第32 建築計画	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、建築物の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、建築の歴史的変遷、建築様式と建築物の形態の概要及び建築計画の意義を扱うこと。
第34 建築施工	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、建築現場の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。
第40 土木基礎力学	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

	ア 指導に当たっては、模型を用いた実験や各種メディア教材の活用により、力学的な現象を視覚的に理解させること。
第41 土木構造設計	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 指導に当たっては、工事現場の見学、土木構造物の模型を用いた実験及び各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。
第59 デザイン技術	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。また、地域産業の実態や学科の特色に応じて、適切な題材を選定し、実習を通して具体的に理解させること。
第60 デザイン材料	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 指導に当たっては、産業現場の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。
第61 デザイン史	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第3節 商業 第2款 各科目 第1 ビジネス基礎	2 内 容 (2) ビジネスとコミュニケーション ウ 情報の入手と活用 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、商業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うこと。また、各種メディア教材などを活用し、経済社会の動向に着目させること。
第5 マーケティング	3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(2)のイについては、市場調査を行う課題を設定し、情報の収集・分析、報告書の作成及びプレゼンテーションを行う実習をさせること。
第16 情報処理	1 目 標 ビジネスに関する情報を収集・処理・分析し、表現する知識と技術を習得させ、情報の意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動において情報を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (1) 情報の活用と情報モラル ア ビジネスと情報 ウ 情報モラル 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、具体的な事例を通して、 <u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルについて理解させること。また、ビジネスの諸活動において、情報を扱う者の役割や責任について考えさせること。</u>
第4節 水産 第2款 各科目 第4 海洋情報技術	1 目 標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報機器や情報通信ネットワークに関する知識と技術を習得させ、水産や海洋の各分野で情報技術を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (2) 情報モラルとセキュリティ ア 情報モラル イ 情報のセキュリティ管理 (4) ソフトウェア ア ソフトウェアの体系 イ アプリケーションソフトウェアの使用法 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 イ 内容の(2)については、 <u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報のセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第5節 家庭 第2款 各科目 第3 生活産業情報	1 目 標 生活産業における情報の意義や役割を理解させ、情報の処理に関する知識と技術を習得させるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (2) 情報モラルとセキュリティ ア 情報モラル イ 情報のセキュリティ管理 (4) 生活産業における情報及び情報手段の活用 ア 情報の収集、処理、分析、発信 イ 生活産業における情報及び情報活用の意義と実際 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 エ 内容の(4)のイについては、 <u>情報機器や情報通信ネットワークを利用した情報の収集、処理、分析、発信を扱うこと。イについては、生活産業に関連した具体的な事例を通して扱うこと。</u>
第6 子ども文化	2 内 容 (3) <u>子どもの表現活動と児童文化財</u> エ 情報手段などを活用した活動
第6節 看護 第2款 各科目 第13 看護情報活用	1 目 標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、 <u>情報の活用に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 2 内 容 (1) 情報機器と情報の活用 ア 生活と情報の活用 (2) 情報モラルとセキュリティ ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにするこ

	と。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導すること。(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。 イ 内容の(2)については、<u>個人のプライバシーや著作権などの知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。
第7節 情報 第1款 目標	情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、情報社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。
第2款 各科目 第1 情報産業と社会	2 内 容 (1) 情報産業と情報技術 ア 情報産業を支える情報技術 イ 情報産業における情報技術の活用 (3) 情報産業と情報モラル イ 情報モラルと情報セキュリティ ウ 情報産業と法規3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮 するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、情報伝達手段の変遷についても扱うこと。イについては、これからの学習を進めるための指針を与えるために、情報産業の業務内容やそこで働く情報技術者の役割について扱うこと。 ウ 内容の(3)の(中略) ウについては、情報産業における情報や個人情報の保護、<u>著作権などの知的財産及び情報セキュリティ対策に関する法規を扱い、法規を守ることの意義と重要性についても扱うこと。</u>
第3 情報の表現と管理	2 内 容 (1) 情報の表現 ア 情報と表現の基礎 イ 情報の表現技法 ウ 情報の発信 (2) 情報の管理 ア ドキュメンテーション イ 情報の管理 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、文字、図形、音などのコミュニケーションを行う際のメディアを取り上げ、それぞれの特性と役割について扱うこと。イについては、アプリケーションソフトウェアを活用した基本的な情報の表現技法について扱うこと。また、レイアウトや配色などの視覚表現に関するデザインの方法について扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の表現や発信及び効果的なプレゼンテーションの方法について扱うこと。 イ 内容の(2)のイについては、情報の記録、管理や伝達のために文書化することの重要性及び実践的な文書の作成方法について扱うこと。イについては、情報を目的に応じて分類し、整理し、及び保存するために必要な基礎的な知識と技術を扱うこと。また、情報セキュリティに配慮した情報の管理手法について扱うこと。ウについては、コンピュータやアプリケーションソフトウェアなどを用いて、情報を整理、抽出、管理する方法について扱うこと。
第4 情報と問題解決	1 目 標情報と情報手段を活用した問題の発見と解決に関する基礎的な知識と技術を習得させ、適切に問題解決を行うことができる能力と態度を育てる。 2 内 容 (2) 問題の発見と解決 ア データの収集 イ データの整理 ウ データの分析 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、実習を通して、情報及びコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した問題の発見から解決までの過程において必要とされる知識と技術について理解させること。また、適切な解決方法を用いることの重要性について考えさせるとともに、問題解決の手法を適切に選択することができるようにすること。(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ウ 内容の(3)のイについては、問題の発見から解決までの過程及び結果の評価に必要な基礎的な知識と技術について扱うこと。イについては、問題解決の過程と結果の評価が情報産業で実際にどのように行われているかを理解させるために、情報産業で実際に行われている問題解決の過程と結果の評価にかかわる具体的な事例について扱うこと。
第10 情報メディア	1 目 標 情報メディアに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (1) メディアの基礎 ア メディアの定義と機能 イ メディアの種類と特性 (2) 情報メディアの特性と活用 ア 情報メディアの種類と特性 イ 情報メディアの活用 (3) 情報メディアと社会 ア 情報メディアが社会に及ぼす影響 イ 情報メディアと情報産業 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、実習を通して、情報伝達やコミュニケーションの目的に応じて情報メディアを適切に選択し、効果的に活用するための知識と技術を身に付けさせるとともに、情報メディアの社会や情報産業における役割や影響について、著作権などの知的財産の取扱いにも留意して理解させること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、メディアが社会や情報産業に果たしている役割について扱うこと。イについては、情報メディア、表現メディア及び通信メディアを取り上げ、それぞれのメディアの特徴や働きについて扱うこと。 イ 内容の(2)のイについては、<u>新聞、テレビ、電話などを取り上げ、それぞれの情報メディアの特徴や働きについて扱うこと。イについては、情報の収集、分析、発信などにおいて情報メディアを効果的に活用するために必要な基礎的な知識と技術について扱うこと。</u> ウ 内容の(3)のイについては、情報メディアの変遷と今後の展望についても扱うこと。
第12 表現メディアの編集と表現	1 目 標 コンピュータによる表現メディアの編集と表現に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (1) 表現メディアの種類と特性 ア 文字
第13 情報コンテンツ実習	1 目 標 情報コンテンツの開発に関する知識と技術を実際の作業を通して習得させ、総合的に活用する能力と態度を育てる。 3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、実習を通して、<u>著作権などの知的財産の取扱いにも留意して</u>、情報コンテンツを開発するための一連の作業を理解させること。 イ 指導に当たっては、学校や生徒の実態及び開発する情報コンテンツに応じて、適切な規格、技術及び技法を選択すること。
第8節 福祉 第2款 各科目 第9 福祉情報活用	1 目 標社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報活用に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。 2 内 容 (2) 情報モラルとセキュリティ ア 情報モラル イ 情報のセキュリティ管理 (4) 福祉サービスと情報機器の活用 ア 情報の収集、処理、分析、発信

第11節 音楽 第3款 各科目にわたる指導計画	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 <u>(2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。</u> (4) (前略) また、 <u>音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。</u>
第12節 美術 第2款 各科目 第2 美術史	1 目標 美術の変遷の学習を通して、 <u>文化遺産や美術文化についての理解を深め、</u> (後略) 第5 絵画 1 目標 いろいろな表現形式による絵画表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。 2 内容 (1) 作品・作家に関する研究 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮する (5) その他の絵画ものとする。
第13 鑑賞研究	ものとする。 (1) 各科目の特質を踏まえ、 <u>学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。</u>
第13節 英語 第2款 各科目 第2 英語理解	3 内容の取扱い (1) 話すこと及び書くことも有機的に関連付けた活動を行うことにより、聞くこと及び読むことの指導の効果を高めるよう工夫するものとする。 第5 時事英語 1 目標 <u>新聞、テレビ、情報通信ネットワークなどにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選び活用する基礎的な能力を養う。</u> 2 内容 (1) <u>新聞や雑誌などの理解</u> (3) <u>情報通信ネットワークを通じて得られる情報の理解</u>
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 教材については、英語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成するため、各科目の目標に応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、英語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、 <u>生徒の発達段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に留意する必要があること。</u>
第4章 総合的な学習の時間 第1 目標	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、 <u>学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。</u>
第3 指導計画の作成と内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、 <u>学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。</u> 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (2) <u>問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> (3) <u>自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。</u> (6) <u>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</u>
第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔ホームルーム活動〕	1 目標 ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 2 内容 学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。 (3) 学業と進路 イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

(5) 特別支援学校の学習指導要領と学校図書館活用教育の関連

1章 幼稚園総則 第1 幼稚園における教育の基本	幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、学校教育法第 72 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。 このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、<u>幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</u> 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、<u>幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</u> その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、<u>幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。</u>また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。
第2 幼稚園における教育の目標	幼稚園では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚園における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、<u>生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。</u> 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。
第3 教育課程の編成	幼稚園では、この章の第2に示す幼稚園における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。このことを踏まえ、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの特別支援学校幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、<u>幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</u> 1 幼稚園における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、<u>自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入学から幼稚園修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u>
特別支援学校幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容等 健康、人間関係、環境、言葉及び表現	ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、<u>幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。</u>
自立活動 1ねらい	個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、<u>もって心身の調和的発達の基盤を培う。</u>
2内容	(2) 心理的な安定 ア 情緒の安定に関すること。 イ 状況の理解と変化への対応に関すること。 ウ <u>障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</u> (3) 人間関係の形成 ア <u>他者とのかかわりの基礎に関すること。</u> イ <u>他者の意図や感情の理解に関すること。</u> ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。 エ 集団への参加の基礎に関すること。 (6) コミュニケーション ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 イ 言語の受容と表出に関すること。 ウ <u>言語の形成と活用に関すること。</u> エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。
3 指導計画の作成と内容の取扱い	(1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。その際、2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること。 (2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。 ア <u>個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。</u> イ 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。 ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 (ア) <u>幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。</u> (イ) <u>個々の幼児の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。</u> エ 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。 (3) 指導計画の作成に当たっては、各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。 (4) <u>自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。</u> (5) 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。
第3章 指導計画の作	幼稚園における教育は、<u>幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を</u>

成に当たっての留意事項	<u>図るものである。</u> 学校においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。
第 1 一般的な留意事項	1 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。 2 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、<u>適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</u> (1) 具体的なねらい及び内容は、幼稚園の生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心などに応じて設定すること。 (2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、<u>幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</u> (3) 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化することであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。その際、<u>幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</u> 5 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。<u>その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、学校生活が充実するようにすること。</u> 6 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、<u>幼児の障害の状態や生活のリズム、幼児を取り巻く環境等に配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園における生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</u> 7 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、学校全体の教師による協力体制をつくりながら、<u>一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</u> 8 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。 9 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、<u>学校生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。</u>その際、<u>地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。</u>また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたり などすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。 10 各学校においては、幼稚園における教育が、小学部以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、<u>幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</u> 11 幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、<u>社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u> 12 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。 13 家庭及び地域や医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、<u>長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成すること。</u>
第 2 特に留意する事項	1 安全に関する指導に当たっては、<u>情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。</u>また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。 2 行事の指導に当たっては、幼稚園における生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。 3 知的障害のある幼児の指導に当たっては、その障害の状態等に応じて具体的な内容の設定を工夫すること。 4 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようにすること。 5 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は、第 1 章の第 1 に示す幼稚園における教育の基本及び第 2 に示す幼稚園における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。 7 以上のほか、次の事項に留意すること。 (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、<u>幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。</u>また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。 (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。 (3) 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、<u>幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすること。</u>また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。 (4) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、<u>幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること。</u>また、<u>幼児が興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫すること。</u> (5) 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、<u>幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。</u>また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。
第 1 章 小学部・中学部総則 第 2 節 教育課程の編成	第 1 一般方針 1 (前略) 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に

	努めなければならない。その際、<u>児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。</u> 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (3) <u>各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。</u> (4) <u>各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。</u> (10) <u>各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。</u> (11) <u>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</u>
第2章 各教科 第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。(後略)	1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (4) <u>触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。</u> 2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (2) <u>児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。</u> (5) <u>視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</u> 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (5) <u>児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</u> 4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (4) <u>児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</u>
第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 第1 各教科の目標及び内容 〔生活〕	2 内容 ○1段階 (12) <u>身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。</u>
〔国語〕	1 目標 <u>日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。</u> 2 内容 ○1段階 (1) <u>教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。</u> (3) <u>教師と一緒に絵本などを楽しむ。</u> ○2段階 (3) <u>文字などに関心をもち、読もうとする。</u> ○3段階 (3) <u>簡単な語句や短い文などを正しく読む。</u> 第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い 5 <u>児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。</u>
第2節 中学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。(後略)
第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 第1 各教科の目標及び内容 〔国語〕 〔社会〕	1 目標 <u>日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。</u> 2 内容 (3) <u>簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。</u> 2 内容 (3) <u>日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。</u>
第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い	5 <u>生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。</u>
第7章 自立活動	第2 内容 2 心理的な安定 3 人間関係の形成

	6 コミュニケーション
第1章 高等部総 則 第2節 教育課程の編成 第1款 一般方針	1 (前略)学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な <u>思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。</u> その際、生徒の発達の段階を考慮して、 <u>生徒の言語活動を充実する</u> とともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。
第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等	第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等 6 (前略)なお、10 分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等	第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等 8 (前略)なお、10 分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。
第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。 (3) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、 <u>言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。</u> (11) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお、生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。 (12) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
第2章 各教科 第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	(4) <u>触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。</u>
2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	(2) <u>生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。</u> (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
第3款 保健医療 第2 各科目 [保健医療情報活用]	1 目標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健医療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。 イ 内容の(2)については、 <u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第4款 理療 第2 各科目 [理療情報活用]	1 目標 <u>社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。 イ 内容の(2)については、 <u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u> 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
第5款 理学療法 第2 各科目	1 目標 <u>社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で</u>

[理療法情報活用]	<u>情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、<u>情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。</u> イ 内容の(2)については、<u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
[課題研究]	3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ <u>課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。</u>
第6款 印刷 第2 各科目 [印刷概論]	(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては、<u>印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。</u>
[印刷情報技術基礎]	1 目標 <u>社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、<u>情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うこと。</u> イ 内容の(2)については、<u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第7款 理容・美容 第2 各科目 [理容・美容情報活用]	1 目標 <u>社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、<u>情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。</u> イ 内容の(2)については、<u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第9款 歯科技工 第2 各科目 [歯科技工情報活用]	1 目標 <u>社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</u> 3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、<u>情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。</u> イ 内容の(2)については、<u>個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。</u>
第2節 知的障害者である生徒に対する教育 を行う特別支援学校 第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容 [国語]	1 目標 <u>生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。</u> 2 内容 ○1段階 (3) <u>いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。</u> ○2段階 (3) <u>目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。</u>
[社会]	○2段階 (3) <u>公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。</u> (5) <u>地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。</u>
[情報]	1 目標 <u>コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。</u> 2 内容 ○1段階 (5) <u>情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。</u> ○2段階 (4) <u>コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。</u> (5) <u>情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。</u>
第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い	8 <u>生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。</u>
第6章 自立活動 第2款 内容	2 心理的な安定 6 コミュニケーション